

会 議 の 経 過

開 議 午前10時00分

令和2年6月11日（第2日目）

議 長（高橋拓生君）

ただいまから、令和2年平泉町議会定例会6月会議の2日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。

これから本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。この日程を進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程を進めることに決定いたしました。

直ちに本日の日程に入ります。

議 長（高橋拓生君）

日程第1、一般質問を行います。

昨日の一般質問に引き続き、通告順に発言を許します。

第1回目の答弁は登壇の上、発言願います。質問、答弁に当たりましては簡潔明瞭をお願いいたします。

通告5番、稲葉正議員、登壇、質問願います。

2番、稲葉正議員。

2 番（稲葉正君）

おはようございます。通告5番、稲葉正でございます。

はじめに、新型コロナウイルスにより世界中で感染爆発が起こっています。まさにウイルス対全人類の戦争状態にあり、地球上の全ての人々77億人が見えない敵と必死に戦っています。こうしている今も多くの尊い命が奪われ、世界中で深い悲しみの涙が流されています。ご冥福を祈ってやみません。一日も早い収束と皆様の心と体のご健康を心からお祈り申し上げます。

それでは、さきに通告しておりました2つの項目について質問いたします。

項目1、国立博物館の誘致について。

（1）2020年5月20日に県と岩手大学が世界遺産平泉共同研究推進協定を締結しましたが、それを受けて、本町の文化財行政の推進について。

（2）現在、国が設置している博物館は東京、京都、奈良、福岡の4か所のみで、東北と北海道にないことが文化庁の言う地域的な在り方の問題解決とならないか。文化庁の求める誘致の条

件とは何か。

(3) 直近の九州歴史博物館は、福岡県が誘致開始から38年かけて2005年10月に開館しておりますが、本町における実効性のある計画策定について。

項目2、一般廃棄物のごみの分別と減量化について。

(1) 2016年の新平泉総合後期基本計画で計画した5年で10%削減の今までの取組と啓発について。

(2) 町民1人当たりのごみの排出量の直近5年の動向とその要因について。

(3) 焼却ごみの大半を占める生ごみを軽減するための家庭用生ごみの減量化についての意向をお伺いいたします。

以上のことについてご答弁お願いいたします。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

おはようございます。

稲葉正議員からのご質問にお答えをいたします。

最初の国立博物館の誘致についてのご質問の(1)になりますが、2020年5月20日に県と岩手大学が世界遺産平泉共同研究推進協定を締結したが、それを受けて本町の文化財行政の推進について伺うのご質問については、教育長のほうから答弁をいたします。

私からは、現在国が設置している博物館は東京、京都、奈良、福岡の4か所のみで東北と北海道にないことが文化庁の言う地域的な在り方の問題解決とならないか、文化庁の求める誘致の条件とは何か伺う、(3)の九州国立博物館は福岡県が誘致開始から38年かけて2005年10月に開館しているが、本町における実効性のある計画策定について伺うのご質問にお答えをいたします。内容が関連しておりますので、併せてお答えしますので、ご了承をお願いいたします。

国立博物館誘致活動は、平成3年9月の県議会で、当時の工藤巖知事が国立博物館は平泉が適地と発言したことに端を発し、その発言を受け、その年の12月に町長と町議会議長の連名で岩手県知事宛てに陳情書を提出いたしました。以後、本町では国・県への要望を毎年行ってきております。また、本町の議会におかれましても、平成6年に国立博物館誘致特別委員会が設置され、平成7年には県下58市町村を回り、誘致協力への要請活動、国への陳情を行っていただいております。また、歴史的つながりのある和歌山県田辺市、岐阜県白鳥町、福島県いわき市、宮城県栗駒町、山形県酒田市、青森県市浦村などにも、誘致する決議をもらうなど、運動を展開していただいているところであります。

町議会と共に文化庁、地元選出の国会議員、岩手県への要望を継続して行っておりますが、近年の要望では、文化庁から、「国立博物館の誘致は国の財政事情や地域的な在り方の検討などの問題があり、困難ではないかと考えます。」という回答をいただいております。この回答にある「地域的な在り方」とは、博物館の所在地ではなく、博物館のテーマ、コンセプトが具体的にどのようなものであるのかを問われているものと受け止めているところであります。

参考までに、平成17年に開館した九州国立博物館の基本コンセプトは、日本文化の形成をアジア的観点から捉える博物館であり、テーマの対象範囲は広範なものとなっており、他の博物館とは差別化を図った内容となっております。

国からは、現状では困難という回答を得てはいますが、今後とも誘致についての要望を継続して行ってまいりたいと考えております。

次に、2番の一般廃棄物のごみの分別と減量化についてのご質問の、2016年の新平泉町総合計画後期基本計画で計画した5年で10%削減の今までの取組と啓発について何うのご質問にお答えをいたします。

ごみの分別・減量につきましては、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみのいずれも収集及び処分に費用を要するため、なるべくごみを排出しないことが負担の軽減につながるため、有価物、特に金属類、古紙類、空き瓶の集団回収を行った団体に対する助成金の交付や、役場庁舎、公民館、図書館、清掃センター等に小型家電の回収ボックスを設置するなどして、ごみの減量に取り組んでいるところであります。また、行政区で希望があれば、ごみの分別講習会に講師として赴き、分別の講話を行うとともに、リサイクル推進やごみの減量の仕方などについても講習会を開催してきたところであります。

なお、本町における生活系のごみの排出量は、2016年で約1,633トン、2019年で約1,557トンとなっており、76トンの減、率にして4.7%の減となっております。

次に、町民1人当たりのごみの排出量の直近5年の動向と要因について何うのご質問にお答えをいたします。

直近5年間の町民1人1日当たりの生活系ごみの排出量につきましては、550グラム前後となっております。ほぼ横ばいの状況となっております。

要因といたしましては、ごみの分別収集が定着し、分別の徹底は図られてまいりましたが、さらなる減量化にするためには家庭用ごみの減量化が必須であります。

次に、生ごみを軽減するための家庭用生ごみの減量化について意向を何うのご質問にお答えをいたします。

生ごみは家庭から出る可燃ごみの40%を占めており、生ごみの減量がごみの排出量減量の大きなポイントとなっております。

生ごみを減らす取組としては、余分な食材を買い込まず、本当に必要な量を購入し、無駄なく使い切ることや、必要な量だけ調理し残さず食べるようにし、残った場合は冷凍パックなどを利用し、上手に保存すること等が生ごみの減量につながります。

また、生ごみの約80%は水分であることから、生ごみを排出する際に水分をよく切ることで減量に大きな効果があることなどから、町民の方々がすぐに対応できる取組として周知徹底を図り、生ごみの減量に努めてまいりたいと考えております。

私からは以上であります。

議長（高橋拓生君）

岩淵教育長。

教育長（岩渕実君）

それでは私から、国立博物館誘致についての（１）、2020年5月20日に県と岩手大学が世界遺産平泉共同研究推進協定を締結したが、それを受けて本町の文化財行政の推進について伺うのご質問にお答えいたします。

5月20日に岩手県と岩手大学が世界遺産平泉共同研究推進協定を締結いたしました。この協定は、1、平泉の拡張登録を視野に入れた学術研究（「東・北アジアにおける政治拠点と平泉の比較研究」）、2、次世代の担い手育成を目的とした「学校教育における世界遺産平泉を用いた教材化」の2つのテーマについて、共同で研究を推進するものです。

岩手県と岩手大学の協定ということもあり、本町の文化財行政に直結するものではありませんが、学術研究の成果は拡張登録の推進につながることで、世界遺産の教材化については、次世代を担う子供たちの世界遺産平泉への興味関心や意識の向上につながることを期待されます。

今回の岩手県と岩手大学の協定に対して、町でも学術研究の公開、教材研究の調査やワークショップ等の連携協力が生じることが想定されます。これを契機として、世界遺産に対する興味関心や理解がいま一度深まれば、結果として本町の文化財行政の後押しになることが期待されるものと考えております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

稲葉正議員。

2 番（稲葉正君）

ありがとうございます。それでは再質問させていただきます。

項目1の国立博物館の誘致について。

平成7年から県下58市町村への協力要請、歴史的つながりのある6県の各市町村に誘致の決議をもらうなど、積極的に活動しておりますが、その際の候補地の有無についてお伺いいたします。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

質問ですが、再質問ですけれども、県下の市町村をお願いして歩いたのは議会であります。議会の特別委員会の活動の中で県下の、そしてお願いしに歩いたという経過であります。それに、たしか私の記憶だと、議会の議会活動の中で各市町村を行脚したというふうに記憶しております。

なお、場所については、本格的に誘致が決まっていく中で場所の選定等、また博物館の内容によってその面積等々、かなりの面積が必要になってくるといふふうに思っております。そういった意味では、現段階ではこの場所というような、そういった設定の議論は現在そこまでは至っておりません。

以上であります。

議長（高橋拓生君）

稲葉正議員。

2 番（稲葉正君）

ありがとうございます。

続きまして、小中学生の学び場として平泉学を学習しておりますが、国立博物館には専属の研究者として国家資格を有した学芸員が配置になり、文化財の保存や研究を重ねていくこととなります。国立博物館は平泉学の延長となり得るか。併せて、道の駅の向かい側に来年開館予定の県のガイダンス施設との相乗効果についてのご意向をお伺いいたします。

議 長（高橋拓生君）

千葉文化遺産センター所長。

平泉文化遺産センター所長兼世界遺産推進室長（千葉登君）

まず、平泉学、町のほうで、教育委員会のほうで行っております子供たちに対する平泉学について、国立博物館の中でこれがつながっていくかというお話ですけれども、実際には博物館となりますと歴史や文化の研究ですので、性格的には平泉学、直接に国立博物館がその影響といたしますか、それが延長になるということはないかなというふうに思います。ただ、様々な研究材料としては、国立博物館の中での展示あるいは教材等が活用できるのかなというふうに考えます。

それから、現在建設中の柳之御所遺跡のガイダンス施設につきまして、今の道の駅との相乗効果というようなご質問ですけれども、やはりあるのかなというふうに思います。当然、今でも道の駅、今は新型コロナのほうで多少人は少ないようですけれども、そこである程度時間が、ガイダンス施設を見学する、あるいは道の駅で食事をする、買物をするということになりますと、相当の相乗効果があるのかなというふうに考えています。具体的な数字はちょっとお答えできないのですけれども、いずれ効果は大きいものと考えております。

以上です。

議 長（高橋拓生君）

稲葉正議員。

2 番（稲葉正君）

ありがとうございます。

今のご答弁では、道の駅と県のガイダンス施設との相乗効果についてご答弁いただきましたが、国立博物館と県のガイダンス施設との相乗効果についてはいかがお考えでしょうか。

議 長（高橋拓生君）

千葉平泉文化遺産センター所長。

平泉文化遺産センター所長兼世界遺産推進室長（千葉登君）

まず、国立博物館については、内容、それから候補地、全て未定でございます。建設するについても、現段階ではなかなか国のほうでは困難だという回答を得ておりますので、その相乗効果というのは現段階では仮定ということになりますので、ちょっとお答えはできない。申し訳ございませんが、お答えはしかねるということになります。仮定の話はできないということになります。

以上です。

議長（高橋拓生君）

稲葉正議員。

2 番（稲葉正君）

分かりました。

続きまして、今の平泉の年間の観光客が210万人、コロナ前の数字ですが、九州博物館で120万人、東京博物館で250万人の来館者があります。国立博物館が設置されますと相当数の増加が予想されますが、受入体制及び弊害対策についての意向をお伺いいたします。

議長（高橋拓生君）

千葉平泉文化遺産センター所長。

平泉文化遺産センター所長兼世界遺産推進室長（千葉登君）

国立博物館についての内容について、先ほども申し上げましたとおり、内容も規模も候補地もまだ議論しておりませんので、その中でのご質問につきましては、大変申し訳ございませんが、なかなか答弁しかねるところです。大変申し訳ありませんが、内容についてはちょっと難しい、答弁できる内容ではないということです。

以上です。

議長（高橋拓生君）

稲葉正議員。

2 番（稲葉正君）

それでは、具体的な形になってきたときということと承りました。

続きまして、まずは地域の機運を盛り上げるため、平泉の、岩手の、東北の夢と希望となり得る国立博物館を東北の平泉へのような、横断幕や立て看板を手始めとして平泉駅に掲げることにしてお伺いいたします。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

当然、そういった時期が来るというふうに、また来るように、町としても、そして県とも一体となりながら、国に対しての要望は続けてまいりたいというふうに思っております。そういった時期を捉えながら、今後対応する時期が迎えられるように検討してまいりますので、皆様方のお力添えを、さらなる、お願いするということになると思います。

なお、九州の太宰府への国立博物館も、先ほど38年という話がありましたが、実は岡倉天心の時代から言いますとまさに百年の大計で、九州の博物館の誘致活動は既に始まっていたというふうに伺っております。これは議会の方々も何度となく特別委員会、そして調査会の活動等で太宰府を訪れながら、日々研鑽をしてきている、そのときに町としても様々な角度から研究をしているところであります。

そういった誘致は、やはり東北そして北海道のこの地に、この地域に国立博物館が必要だということを私たちもやってまいりました。その中で、やはり今、何がどういう、まさにコンセプト

でその博物館を誘致するか、それは平泉だけの課題ではなく、まさに東北そして北海道ですね、関東以北になりますけれども、そういった大きなテーマをきちっと持つことが今、文化庁としても、先ほどの答弁で申し上げたように、そういったものがどういう課題をテーマにしながら新たな東北北海道への誘致になるのかなど、建設になるのかなというようなことを水面下では議論されていることだというふうに思いますが、今現在、では来年なのか再来年なのかということには現在ではそう至っていない、そういう時点になりますと、先ほども誘致活動の中で横断幕を張ったり、いろんな活動が新たに展開してこなくてはならない、していなくてはならない、そういう時期になってくるものだというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいというふうに思います。

以上です。

議長（高橋拓生君）

稲葉正議員。

2 番（稲葉正君）

ありがとうございます。国が渋っているということは分かりました。

東日本大震災、大きな自然災害があり、そして新型コロナがあり、しばらくは財政に余裕がないと思いますが、この先何十年と誘致活動を続けることで何とか5件目の国立博物館に財源を回せる日が来るのではないのでしょうか。引き続き誘致活動を継続していくことが大切だと思います。

次に、項目2の一般廃棄物のごみの分別と減量化について。

ごみの分別講習会を開催してきたとありましたが、昨年は何回開催し、何名くらいの参加があったのかお伺いいたします。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

ごみの講習会の開催でございますが、昨年度は1行政区でございまして、人数はちょっと把握してございませんが、二、三十人くらいと認識してございます。

議長（高橋拓生君）

稲葉正議員。

2 番（稲葉正君）

ありがとうございます。もっともっと啓発活動を、行政区長などを通じて行っていく必要があると思います。

次に、庭や畑がある家庭はコンポストを利用していますが、コンポストを設置できない家庭用の生ごみ処理機の設置推進として、全国に約1万7,000ある自治体のうち6割で生ごみ処理機購入の助成金制度があり、例として購入金額の2分の1を上限に助成しているようですが、本町の意向をお伺いします。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

平泉町では生ごみ減量化対策として、平成21年度からコンポスト及び電気式生ごみ処理機について購入に要する補助金として補助金を交付しておりました。事業実施の経過と共に、申請件数が年に1件から2件の実績で需要が少ない状況だったこともありました。

ごみの減量化の取組につきましては、普及啓発にシフトすべしとの事務事業評価の中で、廃止という判断がありまして、平成28年度から事業を廃止したという経過がございます。

今後、この補助につきましては、ごみ処理機の需要の把握をしながら、補助事業の必要性について今後検討させていただきたいと思っております。

議長（高橋拓生君）

稲葉正議員。

2番（稲葉正君）

まだまだ啓発が足りないということだと思います。

町民のごみの分別と減量化に対する意識向上を目指して、平泉の人口7,400人が1人1日50グラム減量すると、1日370キログラム、掛けることの365日で1年で135トンの減量となります。分かりやすくするため、ミカンの皮1枚が50グラムなどを重さの目安として、1人1日ミカンの皮1枚以上の減量というような町民一体となった減量活動を展開し、ごみ削減の日を決めて防災無線で流すことも町民の意識が向上すると思っております。現状を把握し、いつまでに何トン削減するという目標に向かっていくことについてのご意向をお伺いいたします。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

先ほど町長から答弁ありましたように、生ごみが家庭から出る可燃ごみの40%を占めております。生ごみの減量がごみの排出量減量の大きなポイントとなっておりますことから、町民の方がすぐにできる取組として周知するなど、ごみの減量に努めてまいります。

なお、広報等でごみの日を定めて周知するということにつきましては検討させていただきたいと思っております。

また、ごみの排出量の減量につきましては、平成30年度に一関地区広域行政組合で作成しております一般廃棄物処理基本計画で、平泉町における令和10年度までのごみの排出量を、資源ごみを含めまして、平成29年度と比較しますと平成29年度比で10年間で526トン減らす計画になっております。これは1日1人当たりで換算しますと77グラムの減量が必要となってきております。今後はこの計画の目標値を目安として、ごみの減量に推進してまいりたいと考えてございます。

議長（高橋拓生君）

稲葉正議員。

2番（稲葉正君）

ごみの減量については、引き続き削減目標など決めて進めていただきたいと思います。

それではまとめますが、新聞の論説にもありましたが、感染拡大防止や外出自粛生活により、

各地でごみの量が増えています。マスクや飲食物のテイクアウト容器、今はやりの断捨離もあるようです。当たり前のように回収してもらえるごみですが、回収作業をしてくれる人がいて成り立っています。配慮のないごみ出しは作業員だけでなく周辺住民に悲しい思いをさせます。ごみには処理費用がかかり、住民の税金で賄っています。暑さが厳しくなると収集作業の体力消耗が激しくなり、コロナ対策のマスク着用は熱中症の危険性が増します。一人一人がごみ環境を見直してみることが重要と考えます。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（高橋拓生君）

これで稲葉正議員の質問を終わります。

暫時休憩といたします。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時49分

議長（高橋拓生君）

再開します。

通告6番、猪岡須夫議員、登壇、質問願います。

3番、猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

通告6番、猪岡須夫であります。質問をしたいと思えます。

本日2番目の質問者、猪岡須夫であります。通告いたしました3点、大きく、1つ、次期総合計画策定について、2つ、福祉行政について、3つ、交通弱者対策について、伺います。

まず1つ目、小項目です。

昨年、次期総合計画策定のためのアンケートを実施され、その結果がまとめられ、今年3月に報告され、報告を受けてどう次期計画に反映させるか伺い、小項目2つ目、アンケートの配布対象が比較して40代までが多いが、いわゆる人生の先輩方の経験や識見や知見のこれまでの町政への影響、貢献度合いについて認識を伺いたい。さらに続けて、今後予想される超高齢化社会において、福祉政策の重要度もますます高まると考えるが、その対策に十分な予算を配分していく考えがあるか否かを伺います。

大きな2つ目であります。福祉行政について伺います。

1つには、福祉は充実していると認識しているか否かであります。

2つには、社会福祉法第6条は、地方公共団体の責務、また同109条に市区町村社協の位置づけとして、地域福祉推進を図ることを目的とする団体と規定されており、市町村全ての区域ごとに設置され、公共の機関、団体との共同で事業を進め、福祉問題の解決につながることをうたわれていますが、今、町社協について、運営上の資金不足に苦慮しております。今後も地域のセーフティネットとしての機能維持に努めるに当たり、運営経費補助金の増額、またその受託業務等

を増やすなど、対策を講じる必要についてどうお考えか伺います。

3つには、福祉の担い手の労働環境の現状を把握しているか。対新型コロナウイルス感染に不安を感じながらも、施設入所者、デイサービス利用者への対応する職員や施設をどう支えるか、家に引き籠もるわけにもいかず町民の生活を支え続けている皆さんへの尊敬の念に思いをはせながら、特にも福祉の担い手の皆様をどう支えるかお考えを伺います。

最後の大項目になります。交通弱者対策について。

1つには、交通弱者を救う施策について、その認識を伺います。

2つには、免許の返納や地域の高齢化率や生活への影響など具体的調査をもはや実施すべきときと考えるが、伺います。

3つには、患者送迎バスの利便性向上についてであります。

以上、伺います。

議 長（高橋拓生君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

猪岡須夫議員からのご質問にお答えをいたします。

最初の次期総合計画策定についての、次期総合計画策定のための町民まちづくりアンケート調査の結果報告を受け、どう次期計画に反映させるか伺うのご質問にお答えをいたします。

昨年実施しました町民まちづくりアンケートは、町民の意向を把握するとともに、現状や課題などを抽出し、それらを分析することで総合計画策定の基礎資料とするために行ったものでありますが、920人の方々から大変貴重な回答をいただいたところであります。

アンケート結果の分析につきましては、内容が多岐にわたるため、一言で言うことはできませんが、例えば町民が重要度が高いと考えているにもかかわらず、その満足度が低いもの、すなわち必要だと思っているにもかかわらずあまり実現されていないものについては、重要改善分野として整理するなど、現状の満足度と今後の重要度について点数化し、この2つの指標結果を関連づけて、優先的に取り組むことを導き出し、計画に反映させていきたいというふうに考えております。

次に、アンケート配布対象者を比較すると、40代までが多いが、高齢者の経験や識見や知見の貢献度合いへの認識を伺うのご質問にお答えをいたします。

次期総合計画を策定するに当たりましては、アンケートのほか、昨年度実施しました21行政区へ出向いての地域懇談会など、様々な機会にご意見をいただいていたところでもあります。

地域懇談会では、比較的年齢層が高い方々の参加が多いことから、その経験や知見などに基づいた大変貴重なご意見をいただいているところであり、今後の施策として反映させていくべきご意見も多く寄せられたところでもあります。

一方、今後10年間のまちづくりの先頭に立っていただきたい年齢層の方々につきましては、直接ご意見を伺う機会が少ないこともあり、アンケートにおいて40歳代以下の対象者を多く配分したのもでもあります。

ご指摘のありました高齢者の経験や識見や知見などに基づくご意見につきましては、今後ともその機会を設けていきたいと考えておりますので、ぜひともご意見をお寄せいただきたいと考えております。

次に、今後予想される超高齢化社会において福祉政策の重要度も高まると考えるが、その対策に十分な予算配分をしていく考えがあるか否かを伺うのご質問にお答えをいたします。

本町における総人口に占める65歳以上人口の割合である高齢化率は毎年増加傾向にあり、既にいわゆる超高齢化社会の中にあると認識をいたしております。

今後さらに進むことが予想される超高齢社会においては、高齢化社会に対する理解や知見を深め、相互連携を行って、健やかで充実した生活を送れるように努力していくことが重要と考えており、特に地域で高齢者を支えるための仕組みづくりや介護の現場、在宅介護などの支援、今後起こり得る生活を左右する重要な問題に対する対策を行っていくことが求められているものと認識しており、こうした対策にはしっかり予算配分していきたいと考えております。

次に、福祉行政についてのご質問の、福祉は充実していると認識しているか否か伺うのご質問にお答えをいたします。

議員ご承知のとおり、福祉については日本国憲法の第13条と第25条において社会福祉に関して規定されており、社会福祉法においても地域福祉が法律の条文として第1条に盛り込まれ、地域福祉の推進が明文化されているところであります。

そこで、当町におきましても、まちづくりの指針であり、最上位計画である新平泉町総合計画において、基本目標1、みんなにやさしい健康・福祉・子育て応援のまちを掲げ、さらに住民福祉団体、福祉施設関係者などがそれぞれの役割の中でお互いに力を合わせる関係をつくり、地域ぐるみの福祉を推進するための実行計画として、平泉町地域福祉計画を策定し、福祉行政を推進しているところであります。

しかしながら、地域社会においては少子高齢化の進行や価値観の多様化により、高齢者世帯や独り暮らし高齢者世帯の増加、生活不安の増大、犯罪や事件の深刻化などを背景に、地域社会のつながりや地域に対する関心の希薄化が問題となっており、これらに関連し、孤独死、虐待、認知症高齢者の行方不明、消費者被害、障害者の地域移行、見守りが必要な人の増加など、地域の福祉課題が拡大していくものと懸念しているところであります。そのような様々な地域福祉の課題を踏まえれば、現在取り組んでいる各種福祉政策は決して十分なものではないと認識しております。

今後予想される新しい生活様式や複雑多様化する価値観での地域社会において、一人一人がよく生きよう、よく生きたいという個々の願望や欲求の中において、幸せが感じられる取組を進め、それが一人一人の集まりである社会的レベルの幸せとしての福祉の充実につながるよう、住民と福祉団体、福祉関連機関とより一層連携を強化しながら、地域福祉政策を推進してまいりたいと考えております。

次に、社会福祉協議会が運営上の資金不足に苦慮している、運営経費補助の増額、受託業務等を増やす等の対策を講ずる必要性についてのご質問にお答えをいたします。

先ほど申し上げたとおり、地域福祉の現状を踏まえますと、社会福祉法に位置づけされています社会福祉協議会の役割は今後ますます重要であると認識しております。

町といたしましても、社会福祉協議会に対する支援につきましては、社会福祉協議会から毎年度予算要望を受け、予算協議を経て必要な活動補助を行っており、町単独事業のほか、事業内容によっては町が国庫補助申請を行い、間接的に社会福祉協議会へ補助し、社会福祉事業の積極的な活動展開を図っております。

補助金の使途については、社会福祉協議会が多岐にわたる社会福祉事業を推進するための人件費等の経費であり、直接住民の声を聴き、相談等に関わりながら、福祉サービスを提供する重要な役割を果たしていただいている状況であります。また、認知症カフェや障害者等移動支援事業等においても、町から事業を委託し、高齢者や障害者などの支援対策の充実に向けて、町、社会福祉協議会が一体となって取り組んでいるところであります。

社会福祉協議会の経営基盤の弱体化の懸念につきましては、現在社会福祉協議会が主体となり、協議会理事等と町の福祉関係課による経営基盤強化対策プロジェクトチームを立ち上げ、受託業務等などの検討を行いながら、経営基盤の改善方策について現在協議を進めているところであります。町としても、改善方策などの結果を踏まえ、その内容を精査しながら社会福祉協議会への支援を引き続き行い、当町の地域福祉行政の振興に向けて一体となり、住民福祉サービスの充実を進めてまいります。

次に、福祉の担い手の労働環境の現状を把握しているか、対新型コロナウイルス感染に不安を感じながらも、入所者やデイサービス利用者へ対応する職員や施設をどう支えるか伺うのご質問にお答えをいたします。

各施設において従事されている皆様におかれましては、感染リスクに不安を感じながらも、使命感を持って最前線で日々奮闘されておりますことに対し、感謝の念に堪えません。

新型コロナウイルス感染症に感染すると重症化するリスクが高いと言われている高齢者や基礎疾患を有する者が多く利用する社会福祉施設等において、感染者が発生すると重大な事態となるおそれがあることは重々承知しております。また、防護具等の供給について国内需要が逼迫している品目もあり、入手が困難な状況が続いております。

現在、国において社会福祉施設等が安心してサービスを提供できるよう、国が主体的に確保、備蓄を行い、県を通じて順次配布するための体制整備を進めていく旨の通知が出ておるところであります。なお、社会福祉施設等において感染が発生した場合、町及び県の備蓄品を供給するとともに、感染者が発生してもサービスを継続して行うことができるよう、それぞれを管轄する関係機関と連携を図りながら、適宜対応していきたいと考えております。

次に、交通弱者対策についてのご質問の、交通弱者を救う施策についてその認識を伺うのご質問にお答えをいたします。

社会環境の変化によって核家族化が進み、高齢者世帯が多くなったことによる通院や買物の不便さ、免許返納に伴う移動の不便さなど、主に高齢者を中心にいわゆる交通弱者と言われる移動手段を他に求めなければならない方々が増加していることから、移動手段の確保や社会によるサ

ポート体制の確立などが必要と認識しております。

このことから、町では、公共交通による移動手段の適正化を目指して、平成30年度に町のほか、公共交通事業者や国・県、大学、地域代表者による平泉町地域公共交通会議を設置し、地域にとって望ましい公共交通の在り方について協議を重ねておりますので、地域の実情に即した輸送サービスの早期の実現に向けて、引き続き取り組んでまいります。

次に、免許の返納や地域高齢化率や生活への影響など、具体的調査を実施すべきである、考えを伺うのご質問にお答えをいたします。

公共交通会議におきましては、地域の現状を把握することが新しい公共交通をつくり上げていくためには重要であるとの認識から、本町における行政区ごとの高齢化率や、年代別の運転免許保有状況等の資料を基に協議をしているところでありますが、さらに地域の実情を把握するため、現在、実際に患者送迎バスを利用されている方への聞き取り調査や、公共交通利用者の実態などを調査することとしており、それらの調査結果を踏まえて引き続き協議を重ね、公共交通の見直しを図ってまいります。

次に、患者送迎バスの利便性向上について伺うのご質問にお答えをいたします。

患者送迎バスにつきましては、スクールバスの空き時間を利用し運行している状況から、現状においては路線の拡大や増便等が難しい状況にあります。公共交通の適正化を図るためには、患者送迎バスも含めてほかの公共交通との組合せによる運行体系の確立が必要と考えておりますので、引き続き公共交通会議において協議を重ねてまいります。

以上であります。

議長（高橋拓生君）

猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

ご回答をいただきました。

大項目1項め、小項目1と2について、全く同意ができません。

サイレントマジョリティーという言葉があります。ご存じですか。

去年、歌がはやった。普通の言葉と妻から言われました。声なき多数者と訳されました。声なき多数者。抗議行動をしない保守的な一般大衆。抗議行動をしない保守的な一般大衆と辞書にあります。1969年、あのベトナム戦争への支持を求めた演説で使われたものであります。公に使われたのはそのときが初めてだそうです。声なき多数の人々が私を支持してくれている、だから戦争をするのだ。ニクソン大統領の言葉であります。この言葉を公に使い、泥沼に落ちたニクソン大統領。声なき多数の人々が私を支持してくれている。

私はその声なき多数の人々の声、サイレントマジョリティーであることをやめました。ここにいます。

仕事柄、声なき多数者の皆さんと長いことお付き合いしてまいりました。私は保守的な人間です。そして3.11の前から以前から防災士でありました。3.11の以前から自助・共助・公助という言葉が、我々防災士の間では一般化されておりました。災害が起きたとき、まず自分が助けられ

る側にならないよう準備や努力を怠らない、自助です。一人で解決できない課題を周囲と協力し合い皆で取り組む、共助です。最後にやっと公の公的助力が参ります。公助です。今や普通に準備しておくことが当たり前になりました。けれども公助は3日あればやってくるが5日になりました。70時間が120時間に延びたのです。でも少なくとも、平泉町はそんなことはないものだと考えております。すぐに助けに来てくれる、そう思います。公助を支えるのも人です。その人々の意欲によって半日になるかもしれない、3時間になるかもしれない。そういうことなのです。人は一人では生きていけません。助け合わなければ生きていけません。行政は助けるためにある、支えるためにある、助け合いを支えるためにある。一人一人の生活を守るのも、大型事業を実施するのも助け合いの上でしょう。その助け合いの要は町長あなたです。きっと自覚があたりだと思えます。

さて、伺います。

次の10年に向けた次期総合計画、令和2年3月、アンケートの結果報告書ができました。その3ページに、1、調査概要、(1)アンケート調査により住民の意向を把握するとともに、単純集計のほか、性別、年齢などの必要なクロス集計や自由回答の取りまとめを行い、現状や課題などを抽出、把握、分析し、計画策定のための基礎資料とするとあります。

アンケートを実施した、20代、30代にはおおよそ1,500人に対して半分出しました。すぐ我々の仲間になる皆さん、60代、70代、60代以上、該当者、年齢該当者3,400人、それに対して420です。何と2人に1人と何ですか、7人に1人、8人に1人。懇談会やったからいいってもんじゃないですよ。うん。そういうことなのですよ。

これから先10年、あつという間に皆さん60代になっちゃう、ああ、とつくになってる人はいる。これはちょっとひど過ぎませんか。分かっててやった、回答にありました。懇談会いっぱいやったから。3,400人に400人ですよ。その上、80歳以上には出してない。経験、知見、識見、町政へ多大な影響を与えてくださったとおっしゃった。許せません。こんな結果を許すことはできません。言い過ぎでしょうか。

最初から若い人たちの意見を聞きたいというなら分かる。5月号に何て書いてある。年齢別に無作為抽出ね、書いてありますよね。19歳以上ですか。うそだよ。ああ、失礼いたしました、取り消します。そういうことです。

町長はご存じで、こういう年代に出すよということはご存じでしたか。こんな差をつけて地域懇談会に3,000人からの半分も来ましたか。そういうことなのです。サイレントマジョリティー。そういうことを聞きたくて私は議員になりました。

20代、30代がおおむね1,500人、2人に1人に出してる。60歳以上は3,400人ぐらいおおむねいます。420人です、対象者。挙げ句に80歳以上には出していません。ある人から叱られました。俺たち関係ないだもんなって。そういうことです。こういうことをご存じの上で実施なさったわけですね。普通に町の人口、年代別、5歳単位にやるのでしたっけ。そういうことを全部議員になったら、いろんな資料を頂けるようになったので、ああ普通にやってんだ、調べてんだ、分かりました。私は自分で調べました。

設問の（７）に、あなたが平泉町に住んでいる期間は合計で何年になりますかというのがあります。１つ選択です。１、１年未満。２、１から５年未満。３、５から１０年未満。４、１０から２０年未満。５、２０年から３０年未満。３０年以上というのがないんですよ。報告書にはあります。３０．４％でしたっけ。３０年以上。その上、全ての年代別グラフが、グラフですよ、年代別の、７０歳以上と書いてある。８０歳も込みだっけ書いてある。何ですかこれは。挙げ句にこの調査、大切なサイレントマジョリティーへの調査のはずです。手渡しって何ですか、直接交付って。まさか町職員に庁舎内で配ってませんよね。町職員はお互いに意見を戦わせる立場でしょ。８９人に直接交付している。１，８００人に対して。２％です。明らかに数字が動く。直接手渡してる、８９人。ご存じでしたか。

というわけで、私は１の（１）、（２）に全く同意できません。こんなアンケートしてて良識疑われますよ。懇談会やったからいい。３，０００人もきってるんだ。もっと増えているんですよ。８０歳以上から聞かない。何じゃこりゃ。

福祉政策というのは助け合いでしょう。それを支えるのが行政でしょう。地域のことに本当に課題として突っ込んでいけるのならば助け合いでしょう、それを支えるのでしょ。

ということであります。最初からきちんと意図を説明して、こういう年代に配りますよ、いいですかというなら分かる。返ってきた答えが、７０代は８０％ですよ。６０代は７０％近く。１９から２９までなんかちびつとです。それでやっとならして出てきている、意見が。１０年前のアンケートは、明らかに、３０年以上という項目があって、６０％という数字が出ています。それくらいがつんとお年寄りから出てきているのです。だから無駄だというのは当たらない、皆平泉町で生きている。こういうことを考えると、次の１０年、計画が基からおっかないです。土台なんですか。

（「質問したほうがいいよ。演説会ではないんだから。」の声あり）

３ 番（猪岡須夫君）

質問、あの町長さん、これご存じでした。

議 長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

今、多岐にわたるご指摘をいただいたところでございます。全てに対してという回答になるかどうかということもありますが、このアンケートの考え方、総合計画の策定の考え方について申し上げたいというふうに思います。

まず、総合計画の策定は２年間にわたって、２年度にわたって策定をするということで、昨年度から実施をしております。その貴重なご意見をいただくということで、９２０名の方々からご意見をいただいたということで、非常にここはありがたいというふうに思っています。

この計画策定の前提なのですけれども、アンケート調査、本来、全体にやれば一番いいということはそのとおりののですけれども、ただ、計画の策定というものはアンケートの結果イコール計画に結びつけるということではないということでございます。アンケートの結果、それから、庁舎内での前総合計画、今の総合計画ですね、これの進捗管理、それから評価を実施をし、町民

の皆さんからのアンケートの結果との乖離をそこでまずは分析をする。そして、さっき声なき声というものもございましたけれども、声がなくても行政として手を差し伸べなければならない、これは非常に多岐にわたります。これを役場としてしっかり計画に盛り込んでいく。こういった策定の手法を取っていくわけでございます。

その中で、貴重なアンケートをいただいた。これも当然反映をさせていただくわけですが、いろいろご指摘のあった中で、若年層に多く配布をしたのではないかとということですが、今回につきましては、そういう配布をさせていただきました。

割合で言いますと、前は10年前のアンケートでございますけれども、ご指摘のありましたとおり、60歳代以上の方が50%以上ということで、全体の半分程度をそういう60以上の方で占めているということでございますが、今回は、配布について若年層を多くしたものでございますが、例えば20代については20.4%ということで一番多く配布をさせていただきました。その次に30代、40代というふうになるわけですが、先ほど議員も触れられていましたとおり、回収率を見ますと60代に至っては20%、70代以上については17%ということで、全体で一番回収されているのが60代、そして60代、70代合わせると全体で37%ということで、配布は少なかったのですが、全体のアンケートの回収の中で見ると、30代から70代までバランスよく分散をされたのではないかなというふうに考えております。

これは、実は前回、10年前につきましては、行政区長さんをお願いをし、一軒一軒歩いていただいて回収をしたということがございます。今回はそのお手数だったり、時間的なものもございますので、郵送での回答という方法を選択しました。そういう回答率の低いだろうということも想定して多くを配布をさせていただきましたというところでございます。

あと、70代以上という表記のこともありました。これにつきましては、前回のアンケートで20歳以上の町民ということのみ記載をしていました。それで実際の配布は20歳から79歳までということでございます。今回も踏襲をさせていただいて、下は高校生ままでということで、高校生相当の年代までということにいたしました。それは先ほど申し上げましたとおり、回収率の関係から若年層に厚くということで、そういったことを取らせていただきましたが、70以上につきましては17.1%という回答をいただいたところでございます。

前回報告書の中で20代以上の町民というふうに書いていたものを、やっぱり誤解が生じるということで、今回の報告書ではしっかりと15歳から80歳未満ということで、まずは最初のページに記載をさせていただいて、中の表については20歳未満、70以上ということで表記をさせていただいたところでございます。

それから、手で配ったものというふうなご指摘もございました。これは役場職員には一切配布をしておりませんので、そこは誤解のないようお願いをしたいというふうに思います。配布の先につきましては、地域の課題だったりをよく精通されていて、そして地域の中でリーダーとして活躍をいただいております行政区長さん、それから婦人会の役員の方を対象に配布をさせていただきましたものでございます。公務員、役場内に配布をしたということはこれはございませんので、繰り返しお伝えをしたいというふうに思います。

それから、1点、問い（7）の30年以上という、平泉町在住の年代をお聞きする問いのところで30年以上というものがなかったということで、これにつきましては単純な落丁ということ、落ちていた部分でございます。何件か問合せもございまして、そこは記載をしないものについては30年以上ということで処理をさせていただいたところでございますが、大体内容を見ると30年以上の方ということは把握できました。ただ、1件だけについては判断できないものがございましたので、ノーアンサーというところにそこは含ませていただいております。

いずれ、今アンケートについては分析をさせていただいておりまして、今後数々のステップを踏んで計画策定ということになりますけれども、いずれ町として、声なき声に手を出さないということは当然ございません。町としてやるべきことはしっかりと対応してまいりたいというふうに思います。

議長（高橋拓生君）

猪岡議員、簡潔に質問をお願いいたします。

猪岡須夫議員。

3番（猪岡須夫君）

では、貴重な意見の取込みをこれからもすると。よろしいですね。

私、長島の住人ですので、長島の地域課題というのは高齢化がやっぱり、意識せざるを得ないです。ビジョンでも示されているし、伺ったところ、65歳以上50%超えたという話と、それから、人口ビジョン、平成28年ですか。これを見ると、長島は10年後、49.6%となっていますよ。5割です。だから、長島の生活を今シフトしておかないと、それなりに準備しておかないと大変だなと思ったわけですよ。それで超高齢化社会ということで伺ったわけなのです。そこら辺を認識していらっしゃると思うので、これ以上は伺いません。この問題については、はい。ただ、皆さん、少なくとも町職員になった以上は、すべからく平等に町民に奉仕する義務を負っているのですから、やっぱりもうちょっと企画を真剣に先んじて立てていただければありがたいです。私の福祉への認識ってそんなもんですけれども、そういうことです。

社会福祉協議会への補助金に移ります。

私、有償運送資格を頂きました。福祉有償運送の資格を、講習を受けて頂きました。1回500円でやります。町の認識ですと、障害者等の移動支援事業にちゃんとやってるよってお話伺いました。それは行政の義務なんですよ。福祉有償運送ではないんですよ。手を携えて買物に行く、車椅子を押して移動する、それから、タクシーに同乗して目的地に向かうために同乗する、ヘルパーさん、ヘルパーさんのやる仕事なのです。福祉有償運送というのは、要介護2以上、それから各種手帳をお持ちの方たちを役場にお連れしたり、それから病院にお連れしたりするために、平泉町内ですと片道500円、往復で1,000円。それから、一関市へですと片道800円、往復で1,600円。そういうことを社会福祉協議会は単独でやっています。経費が倍かかります。保険かかる。3か月に一遍の点検もやらなきゃいけないとかね。そういうことにもぜひご援助いただければというふうなことを、プロジェクトチームを組んでいただき、なさっているそうです。そこら辺、これからも厚くご支援いただけるものと存じておりますけれども、伺いたい。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

経営基盤強化対策プロジェクトチームにつきましては、基本的に月1回のペースで話し合いを持つことになっておりますので、そういった話も含めて、その会議の中で含めて話し合いをしながら、こういった方向で進めていくかも検討されると考えております。

議長（高橋拓生君）

猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

資料に、公的な補助が県内一少ない社会福祉協議会は平泉町である、明確に示されております。1,000人当たりの公的補助も県内一少ないと示されております。これは県の社協のホームページから引っ張れると思います。そういうことであります。町と地域を支えるために社協は、間を取り持って支えるためにあります。収益事業と呼ばれるものはほとんどありません。ほとんど受託して、委託を受けて、その経費を出していただいている、そういうことです。そこら辺の予算の配分の仕方もぜひお考えいただきたいと考えます。

さて、交通弱者の問題に移りましょう。

地域の皆さん、長島の地域の皆さんとずっとお話ししてきた経緯があります。その中で、今も昔も変わらないのは、家や地域の高齢化、交通の不便さ、農業のつらさです。年寄りになってしまうと、土曜日、日曜日、朝夕だけでは済まない農作業が辛い。今も昔も歩けるならば2キロ3キロは普通に歩く。郵便局来るのです。長島は南北は県道で真っすぐでほとんど高低差ありません。けど東西は高低差がある。高低差がある。長部地域の高低差はとんでもないものです。歩くの大変だとよく伺います。

高齢基礎年金がかかるの、皆さんは、地域の皆さんは、お年寄りの皆さんは、今もう農協なくなりました。支店がなくなりました。金融機関、郵便局の嫌いな人も、金融機関、平泉に来なきゃいけない、一関に行かなきゃいけない、お金かけなきゃいけない。年寄りの女子衆はほとんどの場合は歩きです。これ何とかしたいと思っています。そう思います。

17区、俄坂、大平。19区、20区。これは伺いました。道路が狭隘だからと。今走っている地域で狭隘なところないですか、似たような。伺います。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

患者送迎バスの件と受けましたけれども、その中で狭隘なところがないかということでございますが、現状はございません。その中で、いろいろご要望をいただいております。

先ほど地域懇談会もこの計画に反映させるということで町長の答弁をいたしたところでございますが、その中でやはり長島地区の方からは、患者送迎バス、あるいは公共交通についての意見は多かったというふうに認識をしております。

現状の患者送迎バスについては、比較的大きな道路で待っていただいで、そこで乗り合いをしていくということで行っておりますので、そこから狭い道路に入っていくというものは、スクールバスの大きさ上、そこが今できていないと。そういうことから、公共交通の見直しに今着手をしているというところでございます。

議長（高橋拓生君）

猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

ぜひ、超高齢化を迎える地域であります。歩くの大変なのです。今もジョイスに向けて冬場も自転車で買物に行く方たちもいらっしゃいます。るんるんバスとの連携、早期に実行していただきたい。本当にそう思います。

最後に要望です。

（発言する声あり）

3 番（猪岡須夫君）

はい、分かりました。とにかく、免許返せ返せの、返納しろの時代です。あっという間に皆さんもそういうことになるかもしれない。自分も病気をしたらすぐです。皆さんのお手伝いをいただいて生活していかざるを得ない。ぜひ意見を、考えを出し合って、応援して、支援をしていただきたい。それを最後に質問を終わります。以上です。ありがとうございました。

議長（高橋拓生君）

これで猪岡須夫議員の質問を終わります。

それでは、13時まで休憩といたします。

休憩 午前 11時40分

再開 午後 1時00分

議長（高橋拓生君）

再開します。

通告7番、三枚山光裕議員、登壇、質問願います。

6番、三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

通告7番、日本共産党の三枚山光裕でございます。

私の質問は大きく分けて3つの項目となります。

まず第1は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響への支援策について伺います。4点です。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、町民生活と地域経済に大きな影響を及ぼしています。とりわけ宿泊業、飲食業、建築関係の事業者の営業と暮らしに大きな打撃となっており、深刻な事態であります。

そこで1点目は、町内事業者の影響の実態についての町の認識を伺います。

2点目に、町内事業者への事業継続のための支援についてであります。売上げが減った町内の事業者に対して、事業継続のために給付金を支給すべきと考えますが、伺います。

3点目は、国の家賃助成についてであります。5月の補正予算、地域企業経営支援事業についてですけれども、町独自の支援で売上げ減少の割合が少ない事業者への拡大と共に、給付額の上乗せが必要だと考えます。考えを伺います。

4点目は、町内での宿泊や飲食等に対する応援補助の実施についてです。町内事業者を利用した場合の宿泊応援割引や飲食応援割引などを行って、町内での利用促進を図るべきです。考えを伺います。

第2の項目は、観光政策についてであります。

新型コロナウイルス感染症の拡大による観光への影響は長期間続くと考えられます。当面、インバウンドはもとより、国内観光客数の回復も難しい下で、近隣、県内などに重点を置いた、言わば新しい観光様式とでも言いますか、そうしたものへの観光政策の見直しも必要だと思います。考えを伺います。

第3の項目は、消防・防火対策の強化と防火水利の拡充及び防火水槽標識の整備についてです。

今年は火災発生が多く、防火対策の強化と共に、消火栓、防火水槽の拡充が必要です。また、消火栓や防火水槽の場所を示す防火水利標識の点検、整備について伺います。

以上、答弁を求めます。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

三枚山光裕議員からのご質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響への支援策についてのご質問にお答えをいたします。

はじめに、町内への影響についての認識は、新型コロナウイルス感染症の拡大は町民生活と地域経済に大きな影響を及ぼしている、とりわけ宿泊、飲食、建築関係事業者の経営に大きな打撃となり深刻である、町内事業者の影響の実態をどのように認識しているのか伺うのご質問にお答えをいたします。

4月と5月に全国的な感染のピークを迎えたことにより、春の藤原まつりをはじめ、町内各イベント、行事が相次いで中止となったことから、事業者への影響は飲食店や宿泊事業者にとどまらず、他の業種にも広く波及しているものと考えております。そのような中でも、事業者の皆様には様々な工夫や配慮によって感染予防の取組に最大限ご協力をいただいておりますことには、心より感謝を申し上げる次第であります。

町におきましても、地域経済の一刻も早い回復を図りつつ、雇用を守り、町民の生活を下支えするため、事業継続を支援する施策を進めてまいります。

また、国の第2次補正予算案と並行して、感染予防と経済活動の活性化を両立させ、事業者の

皆様には支援をしております。

次に、町内事業者への事業継続のための支援について、売上げが減った町内事業者に対して事業継続のために給付金を支給すべきと考える、考えを伺うのご質問にお答えをいたします。

中小企業等経営継続支援給付金は、4月から6月の間のいずれかの月の売上げが前年同月と比較して30%以上の減少となった事業者に対して、一律10万円を支給し、影響を受けている多様な業者に対応して幅広く給付を行うものであります。本給付金は、新型コロナウイルス感染症の影響によって極めて厳しい経営環境であることに加え、新しい生活様式への対応が求められている中、事業活動を持続可能なものとし、新たな発展につなげていくためにご活用いただきたいと考えております。

次に、国の家賃助成について、5月補正予算の地域企業経営支援事業について、町独自の支援で売上げ減少割合が少ない事業者への拡大と共に、給付額の上乗せが必要と考える、町の考えを伺うのご質問にお答えをいたします。

地域企業経営支援事業につきましては、県と連携し、宿泊業、飲食店及びサービス業等を営み、対象月の売上げが前年同月に比べて50%以上減少した事業者に、家賃の2分の1を対象として、月額最大10万円を3か月間給付するものであります。国の第2次補正予算案では、新たに家賃支援給付金が創設される見通しであり、内容としては、対象月の売上高が前年同月比で50%以上減少、もしくは連続3か月の売上高が前年同期比で30%以上減少している全ての事業者を対象として、家賃の3分の2を個人事業者は月額最大25万円、法人では月額最大50万円を6か月間給付するもので、継続的な支援策となっております。

事業活動に影響を受けている事業者の負担を軽減し、本格的な事業活動の再開を後押しするため、町として両制度の併給を県に求めながら、国及び県の動向を注視しつつ町独自の支援を検討してまいります。

次に、町内での宿泊や飲食等に対する応援補助の実施について、町内のホテル、旅館、飲食店等への支援について、町内事業者を利用した場合の宿泊応援割引や飲食応援割引などで町内利用の促進を図るべきと考える、町の考えを伺うのご質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症による外出自粛等による利用客の激減によって、宿泊業、飲食店、タクシー事業者は経営に甚大な影響を受けております。しかしながら、町外の積極的な誘客が困難な状況である現在、停滞する経済状況を打破するために町内で経済を回すことが重要であるから、今回の補正予算に計上の新型コロナウイルス対策プレミアム付飲食タクシー券事業の実施を予定しております。

町民及び町内に勤務している方を対象に、町内の飲食店、タクシーのほか、宿泊施設が提供する日帰りサービスにも利用できる商品券3,000円分を2,000円で3,000セットを販売するものであります。経済効果は総額900万円になりますので、それらを町内で循環させることによって経済の活性化を図ってまいりたいと考えております。

また、宿泊応援割引につきましては、町外からの利用を促進するものであるため、時期を慎重に判断しながら実施を検討してまいります。

次に、観光施策についてのご質問の、新型コロナウイルス感染症の拡大による観光への影響は長期間続くと考えられる、当面インバウンドはもとより国内観光客数の回復が難しい下で、近隣、県内などに重点を置いた新しい観光様式や観光施策の見直しも必要と考える、考えを伺うのご質問にお答えをいたします。

現在の国際状況を見ますと、インバウンドはかなり厳しいものとなっており、昨年当町を訪れた外国人観光客数は約6万人、全体の観光客数から見れば3%ほどですが、影響は少なくないものと考えております。また、感染症対策によって国内の交流人口が大きく落ち込んでいることも重大なことと捉えております。

今後は感染症対策を講じつつ、経済活動を再開していくという国の方針に基づき、当町としても、感染症対策を徹底するために新型コロナウイルス対策観光産業ガイドラインを策定し、中尊寺や毛越寺に限らず、官民が一体となって感染症拡大を防止しつつ、安心して訪れることができる平泉をアピールし、観光客を受け入れてまいりたいと考えております。

次に、消防・防火対策の強化と防火水利の拡充及び防火水利標識の整備についてのご質問の、今年は火災発生が多くなっており、防火対策の強化と共に消火栓、防火水槽の拡充が必要ではないか、また、消火栓や防火水槽の場所を示す防火水利標識の点検・整備状況について伺うのご質問にお答えをいたします。

町内の火災発生状況ですが、昨年度においては無火災を達成しておりましたが、本年度に入り5件の火災が発生しております。

防火対策の強化につきましては、消防自動車の更新や消防団資機材の維持修繕など、整備機能の充実に努めているところでありますが、何より町民一人一人の防火に対する意識の高揚が大切であると認識していますので、消防関係機関、消防団等と連携し、防火思想の普及に努めてまいりたいと考えております。

消火栓、防火水槽の拡充につきましては、既存の消火栓などが老朽化していることから、それらの更新や回収を行い、消火栓や防火水槽といった水利を確保しているところですが、迅速に消火活動をする上で多くの水利は必要不可欠ですので、維持、拡充に向け取り組んでまいります。

また、消火栓や防火水槽の場所を示す水利標識の点検・整備状況につきましては、消防団に水利点検を実施していただき、その中で、標識が見えなくなっているところなどの確認、要望を受け、交換を行っておりますが、予算の執行状況などにより、全てのものに対応されているものではありませんので、防火体制の一層の充実に努めますよう引き続き消防団等と連携し、水利標識の整備に努めてまいります。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

岩手でもいわゆる第2波に備えて感染症対策も重要です。一方で、暮らしや経済への対応については、平泉町にとっては現時点での最重要課題だと私自身は思います。そうした立場から、今

回は経済対策と言われていましてとりわけ町内の事業者への対応を中心に伺いたいと思っています。

また一方で、岩手の感染症対策ですけれども、医療体制、PCR検査体制の強化では、平泉町民といいますか、同町の出身者の医療関係者が先頭に立って尽力をしています。その方は3月の時点では医療体制についてかなり心配をされたのですが、7日の日曜日にお会いしたところ、体制強化も図られつつあるということで安堵されていました。当町平泉の関係者が、岩手が感染確認ゼロという状況の中で大きな役割を發揮しているということをご存知いただければなと思って触れたところでありました。

前置きが長くなりましたが、2回目の質問に入りたいと思います。

町の認識についてですけれども、影響が広がっておりということで、深刻だという点でこれは誰もが認識が一致するところだと思います。そしてその上で、地域経済の回復、雇用、生活の支え、事業継続を支援する施策を進めるとの力強い答弁だったと思います。この点では、この間、戦後最大の危機といいますか、経験のない中、町長、課長、職員の皆さんもいろいろな苦労の中で奮闘努力をいただいたと思いますので、その点については本当に敬意を表したいと思います。

我々議員も、あるいは議会も、町当局ともお互いに知恵を出し合っているいい政策を打ち出すと、そういう立場が大事だということで質問をいたします。

まず給付金についてであります。中小企業等経営継続支援給付金であります。

今回、補正に提案されております。まず3つですけれども、1つは、国では持続化給付金、これが既にもう町内でも160万のうち100万ぐらいでしたか、受けたということで、町内でもほぼ聞きますと受け取ったという話も聞いておりますけれども、この給付金との関係なのですけれども、今回の町のこの支援金、給付金については、それを、企業持続金を受けたかどうかということとの関係では、それと言わば重複してもらえということかということが1つ。

それから、200事業者が今回のこの支援給付金のほうを対象とされているようでありますけれども、これは町内事業者の大体何割に当たるのかという点が2つ。

そして3点目は、いわゆる個人事業者、大工さんなどは一人親方ということになると思うのです。あるいは、フリーランスといっても広いようですけれども、町内にもそういう方もいらっしゃるのだらうと思うのです。そうした方々も対象になるのかなということを伺います。

議長（高橋拓生君）

八重樫観光商工課長。

観光商工課長（八重樫忠郎君）

ご質問いただきました10万円の給付についてでございます。これは国の持続化給付金は100万円から200万円を50%減額になったところがもらえるということで、町内でも商工会を通して申告なさっている方々は当課でも把握しております。ただ、この場合はインターネットでの申告もできますことから、全体数は把握はしておりません。

当課の場合でこのたび補正予算案に案件として上げさせていただいたものは、事業が少なくなっている、お金が少なくなった分が30%減額した人たちからということで、それ以上となっておりますので、この持続化給付金をもらった方々とは重複はできません。ただ、もらったかもらわな

いかというのはこちらで調べることは、先ほど申し上げたとおり完全にはできませんので、その辺につきましては、商工会のほうでもデータを持っておりますので、その辺の給付事務というものを商工会と共に進めていきたいというふうに思っております。

あと、2つ目でございますが、対象者を200事業としている根拠ということでございましたが、経済センサスという統計によりますと、事業者、個人も含めてでございますが、町内には400強ほどの事業者が数年前の統計でございますので、昨年ですか、昨年の統計でございますので、その約2分の1の方々該当するのではないかとということで200事業者というふうに対象をさせていただいております。これにつきまして、30%以上減額、収入が減額になっておるといふ方々が200事業者を超えた場合につきましては、さらに補正対応をするような形になろうかというふうに思っております。

あと個人事業主も対象になるのかということでございますが、これは国のほうの持続化給付金も個人事業主が対象になっておりますので、当町のほうとしましても同じような形で、個人事業主も対象にしていきたいというふうに思っております。

いずれこの給付金は、形のとおり、当然のことながら給付要項というものをつくって審査していくものではございますが、大きな趣旨としましては困っている方々を救済していくということが大きな目的でございますので、その辺を履き違えないような形で進めていきたいというふうに思っております。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

安心をしました。といいますのは、例えば普代村でしたか、結局、国の制度の対象外になっている方で20から50未満とかいう、そういう自治体も中にはあるのです。それから、一関でも制度をつくって、あそこも手続の順番によっては、先に国に申請してしまうともらえないとかということもあるようだったので、そういう点では今困っている人にとということでしたので、承知をしたところであります。

フリーランスとか、一人親方ではやっぱり大工さんなども、もう1か月半も仕事ないと、昨日のやり取りの中でもあったかと思うのですけれども、そういったことを聞くと、本当に困った方に届くということが大事だったと思うので、どうぞ本当に、またいろいろ今後のことも、たしか今週でしたか、商工会の関係者というような話もあったような記憶がありますので、いずれそちらからもいろんな要望などもあると思いますが、大きく広げていただきたいのだということでもあります。

そこでなのですけれども、影響を受けている全ての事業者、個人、フリーランスも含めてということなのですが、やはり1つは、金額の引上げはできないのかという点が1つ。それから、やっぱり今後どうなるかというのは、本当に長引くと一般的に言われていますけれども、そういった点では、本当に国も持続化の200万とか、町内でもらった事業者もあるのですけれども、やはりそれでも乗り切れないということは想定できるわけですね。そうすると、一回きりでなくとい

うことでは、金額の上乗せと、それからそういった継続的な支援とか、こういうことも必要になってくると思うのですよ。やっぱり、宮古はたしか、宮古独自に300万でしたっけ、事業者に。というところもありましたよね。そういった点では、今16の県内の、私の調査では、自治体がいろんな、我が町より高い水準でやっているのですよ。その辺はどうでしょうか今後。

議長（高橋拓生君）

八重樫観光商工課長。

観光商工課長（八重樫忠郎君）

金額の上乗せにつきましては、このたびは第1弾という形で出させていただいております。ただ、当然のことながら財政もございますし、今は既に少しずつですが、日常に戻すということも必要かというふうに考えております。ですので、金額の上乗せについては内々には検討しておりますけれども、財政状況と、あと現状の厳しさ、そういうものを比較しながら今後考えていきたいというふうに思っております。国の現在の補正予算案が今審議されておりますけれども、それらの状況によっては、ぜひともそこは考えていきたいというふうに思っております。

あと、この新型コロナウイルスにつきましては、既にコロナ収束後の話を論じておる方々もたくさんいらっしゃいますが、今現在はまだまだそういう状況ではないのかなというふうには考えております。これがどれだけ続くものか、もしくは明日に終わるものかということは想像の範囲でしかございませんので、町としましては、困った方々と対話を通じながら、それらが必要であればまた継続していくということも視野に入れて検討していきたいというふうに思っております。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

それでは、3つ目といいますか、家賃補助についてに移りたいと思いますが、84事業者を町では想定しております。国の制度でありますけれども、そのことに関わって、まず1つは、町内で賃貸といいますか、家賃を支払いながら、借りながらやっている事業者というのはどのくらいあるのかなということが1つ。

そしてその上で、やっぱり2分の1で十分かというのも、私も、例えば一関と比べれば家賃は高くないのだろうなということは思うわけですが、結構、県内では町が、今のやつは県が4分の1、町が4分の1で2分の1補助金になっているのですけれども、これがまたさらに2分の1出して、町が4分の2か、出して、県の4分の1で4分の3、そういうようなところもあるようです。そういう点で、金額を乗せる上乗せと、もらえる人たちに広がる、収入の減少率が低くなくてももらえるという、横出しとでもいうのですか、何かそういうふうに県でも言っているようですが、その点では、今後こういったところについては事業者がどのくらいあるのかということと、さらに町独自に広げる考えがあるのかどうかという点であります。

議長（高橋拓生君）

八重樫観光商工課長。

観光商工課長（八重樫忠郎君）

家賃ですね、町内でどれだけの事業者があるかということですがけれども、先ほど申し上げた経済センサスという統計の状況では、大体100前後あるという形にはなっております。ただ、その中で対象になってくるような形で減少しておるところがどれだけあるかということで、大体80幾つという形で出させていただいております。

ただ、今週から家賃補助の相談受付をしておりますけれども、今現在までで申請した方というのは10件ない形になっております。ですので、統計上はかなりの方が家賃を払っているという形になっておりますけれども、実態として家賃がそれだけ、家賃を払っていて収入が減ったという方は思ったよりいないのかなという形では考えております。これからまだまだ受付期間はありますので、これからいっちゃるということもありますけれども、やはり切迫した方はすぐ月曜日から来ておりましたので、月曜日以降は相談件数は非常に少なくなっておりますので、実態としては意外と平泉町では家賃という、賃貸で借りているという方はそんなに多くないのかなというふうには考えております。

あと、この2分の1で十分かということですが、これは国のほうで家賃補助の助成を当初は考えていなくて、岩手県と平泉町でスタートした。その中で今度は国のほうで3分の2助成するという形で、国のほうもかなり制度設計になかなか苦慮しているなというふうに考えております。それで、国のほうは当初は、持続化給付金と同じく50%減額したところという対象にしていたものを、今回30まで下げて、県のほうでも要綱を30まで下げようという形で、それに追従してしているという意味では、なかなか制度自体が今現在、まだまだ確定しないでいるところですが、ただ、今確実に言えることとしましては、県と町で2分の1を助成していると、そのうちの半分ずつですから4分の1を町と県で助成することは確実ですので、そこに国のほうでこのたび3分の2助成するというか、様々な、今、要綱を検討しておるようですので、それらとうまく併用することによって、さらなる拡充できる可能性はあるのではないかと考えております。ぜひとも国のほうにもそのような形でお願いしたいということでの要望等はいたしておるところでございますが、そこは県のほうにつきましても、国のほうにつきましても、今やっているところですので、それらと一緒に進めていきたいというふうに思っております。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

いずれ、今幾つか質問してきて、最初に冒頭にお話ししたように、別に対立とか、私と町当局がするものでもないし、知恵を出し合っただけということはそのうちだったので、この点ではまず、いろいろこの間のお話でもいろいろ努力され、今後も努力されるのだなということは認識していますので、また追ってということにしたいです。

それでもう一つ、4番目になります、コロナ関係では、宿泊飲食の応援割引、これは6月の今回の補正でプレミアム商品券ですね、これはお聞きしているところであります。

それで、これは一関は、全世帯に配布で一関はやっています。それから北上でしたか、というところがあります。中身が違うといえば違うのでしようけれども、消費税対策であったやつもあ

って、あれは非常に売れなかったということはありませんよね。そんなことも考えると、やっぱり商品券だと買わなければいけないということ、一方で、配布方式だとそういう点では利用が上がるのではないかなというふうに思うわけなのです。その辺はどういう議論で、その効果という物差しからすればどうなのかということが1つ。

それから、宿泊割引です。検討されているのだと思うのです。その辺は、これもいろいろ財政問題が出てきますけれども、この辺はどの辺までの議論に今なっているのかということ、2つですね、お願いいたします。

議長（高橋拓生君）

八重樫観光商工課長。

観光商工課長（八重樫忠郎君）

プレミアム商品券につきましては、このたび一関市では商工会議所の商品券を配るということで、今、議会で検討しておるとお思いますけれども、北上では飲食の商品券という形でしたようです。

それで、当町でも、減収状況というものを鑑みますと、やはり一番は観光客の方々がいらっしゃらない。これは商工会、観光協会において調査をお願いしておりますけれども、観光協会につきましては5月20日締切りで出すということでしたが、いまだこちらにはまだ来ておりませんで、昨日もどうかという催促したところです。商工会につきましては明日、会長いらっしゃっていろいろ要望等もあるということでしたが、はた目に見ても議員おっしゃるとおり、観光客が来ないことによって宿泊、飲食業のダメージが大きいということは、統計上の処理を見るまでもないことだろうということで、このたびは飲食のプレミアム商品券を出したいというふうに考えております。

その中で、特に観光客の減少によりましてタクシー業界も非常にダメージが大きいということは、これは全国でも言われておることですので、飲食、宿泊、飲食とタクシーに限りまして、このたびはこのプレミアム商品券を出して活性化の一助にしたいというふうに考えております。これにつきましては、先ほど町長が申し上げたところですが、2,000円買って3,000円という形ですので、1口では1万円までですから、1万円買いますと1万5,000円、つまり5,000円分のプレミアムがつくという意味では、一関とも類似しておる部分はありますが、北上市の例の飲食のプレミアムを見ても、結局全戸に配布しても飲食なさる方というのは大体決まっているということもあるようでして、その辺の状況を鑑みまして、このたびは飲食とタクシーのプレミアムチケットにしたということでございます。

そして、プレミアムの宿泊につきましても、これ町外者を泊める、もしくは県内の方々に泊まっていたり、もしくは県外者、様々な今、検討をしております。議員おっしゃるとおり、財源の問題もございまして、当然のことながら無尽蔵には使えませんが、とにかく平泉では観光業というものが一つの基幹作業というふうに捉えられますので、様々な方面への波及というものが、今回の影響が出ておる、コロナウイルス感染症の拡大によって影響が出ておりますので、それらを元気にする意味では、当然のことながらこの宿泊関係のプレミアムチケットというものが必要

だろうと思っています。これは今、岩手県でも、県議会でも今検討しておりますけれども、国のほうでも同様に検討しておりますが、当町でも何回も内部では検討しておりますが、国の補正予算等を鑑みながら、頃合いを見て新たな施策として打ち出していきたいというふうには考えておるところです。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

特に宿泊の件についてです。今、多分一番新しいところで13の岩手県内では自治体を実施しているのだろうと思うので、それで今日の日日、地元新聞には一関もということでありました。岩手県のほうも、今、当初1,000円だったものが今度2,000円に引き上げて、上限ですね、2分の1ということであります。この点でいうと、宮古が多分一番進んでいるのかなと。県民も含めて1泊2分の1で5,000円上限ということが多分最新なのかなと思うのですけれども、やはりさっき、観光という点で見ますと、やっぱりさすが平泉は観光の町だと思ったわけですが、人口当たりの観光客の数というのが、対宮古では7倍近く、平泉は多いわけですよ。一関と比べると13倍も多いということで、やはりこの観光というのは本当に重要な、大きな平泉町にとっては産業だということです。

それで、私もこの間、3度、4度、大きいホテルさんにも何度も行きました。花巻のほうにも宿があって、あそこは花巻市も早くこの宿泊の補助を始めましたので、そんなこともあって、町内の一番大きなところでも、そこも見越していろんなプランを考えたり、戦略をとという話もこの間伺ってきました。いずれ、インバウンドは後なのですけれども、なかなか当面、観光客の入りが見込めないという中で、やはり近隣とか、町内がすぐ町内に泊まるというのはどうかは分からないのですけれども、いずれにせよ、そういったやっぱり支援がないとやはり続かないという点で、検討されているということなので、積極的に、いち早くということで検討してほしいなということでもあります。

そこでです。やっぱり沿岸が、実はこのコロナ対策で沿岸自治体が早かったというか、早いし、いろんな積極的な手を打っているのですよね。それはなぜかという、多分9年、10年になりますけれども、あの東日本大震災で甚大な被害を受けた、そういう中で、人口もほかに移動したりして戻ってこないかもしれないという中で、いろんな積極的な政策を打ち出したのですね。やはりそういう経験があるということで、今回もいち早く打ったというふうに言われています。それで、先ほど来言っているように、当町も観光、大きな産業です。しかしそうすると、その分野で積極的な政策を打ち出さなければ駄目なのだろうということなわけです。

さっき財政の問題が出ました。やっぱり大事なものはスピードです。一刻も早くということでもありますけれども、宮古の市長が、これは4月の段階です、かなり積極的な対応をしたときに、新聞記者に問われて、何で、今度のそういった宿泊とかいろんな事業者に300万円の支援をすることで、どういう考えなのだとことを問われて、新聞社にですね、大手の、結局、国も県も遅いと、これでは駄目だと、だから市が最後の砦といいますか、自治体として頑張らなくては駄

目なのだということを宮古の市長は言っているわけなのです。

だから、今、今週中に第2次補正予算、国は通ると思うのですけれども、第1次だってどうなっているのかというのを私は思うのですけれども、例えば、そこでなののですけれども、今度の5月補正ですか、いろいろ10万円の1人当たりの給付とかありましたけれども、町でも独自政策もありましたが、その財源というのは何が主だったのですか。国から来た10万円給付以外のところでのやつというのは、多分財政調整基金が多かったのだらうと思うのですが、そのへんはどうなっていますか、伺います。

議長（高橋拓生君）

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

財源の措置としては、国の臨時交付金のほかにはやはり財政調整基金で充てているというところでございます。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

それで、いずれ国の、今度の地方創生臨時交付金でしたっけか、あれは1次のやつともう入っているのですか、どうなのですか。

議長（高橋拓生君）

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

既に入金されております。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

それでなののですけれども、スピード、一刻も早くと先ほど言いましたけれども、何が、では、ほかと比べて私は遅いなと思います。平泉らしくないなと。そういう点ではやっぱりお金の問題が障害になっている。そうするとやっぱり、今、国から今後2次補正になっても、本当にすぐ来るのかもよく分からないし、それを待っているとまた遅くなると。さっき財源だと言っているわけですから。そうなると、やはり財政調整基金を取りあえず使うということが必要だと思うのですよ。その点ではどうなのでしょう、それでないと迅速に早くやれないと思うのですがいかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

様々な策を今、第1弾、第2弾ということで計画しているわけでございますけれども、やはりスピードというのはもちろん大事でございますが、国からの内示というものも見ながら、見極め

ながら、どういった事業を展開するかというふうなことを、裏づけをやはり確実にしていく中で行っているというところでありまして、第1次については既に先に金額が示されておりましてけれども、まだ第2次につきましては金額のほうはまだ明示されていないというふうな状況でありまして、やはりその辺を見極めながら、健全財政の維持にも配慮しながらやっていくというところで考えてございます。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

多分今、財政調整基金が7億前後なのだろうと思うのですけれども、標準財政規模か、基準財政需要額か、いずれ15%くらいか10%くらい、保有しておかなければ財政調整基金は駄目だということになると、4億かくらい置いておけばということになると思います。もちろん今後の町全体の財政計画の中で、財政調整基金どう使うかというのもそれなりにこの間、計画を立ててきていると思うのですよ。それでも戦後最大の危機という中で、では財政調整基金、今大変なのについて使うのだということが一つ私は思うわけです。

それでなのですよ。今度の国の交付金なのですけれども、これは内閣府の新型コロナウイルス感染症対策、一番最後のページ、交付金の留意点というのがあって、ここには基金の積立てには交付金を充当しないこととなっているのです。ただ、これも国のQ&A、新型コロナウイルス感染症対策対応地方創生臨時交付金Q&Aというの、今3版まで出ているのですけれども、この中にそのことについての答えが載っていて、基金積立てには交付金は充当しないということ。ただ、既に基金を取り崩しているんな対策を打つと、コロナ対策で。そうしたところで、そうやって後で国からのやつを充当していいよと書いてあるのですよ。

だから、いろいろ、残り18分ですから、いろいろやり取りはここでしませんけれども、確かに財政調整基金、今後の町政運営には大事だというふうには私も、分からないながらも理解できます。ただ、本当に財政大変だという、国は例えば今回、今第1次で7,200万ほど町には入ったはずですがけれども、今度2次補正がどういうふうになるかという、まだだと今答弁ありました。リーマンショックのときは1億4,887万2,000円、当時は地域活性化経済対策臨時交付金という名前だったのですけれども、ということなのです。1億4,000万入っている。そういったことも一つは数字としては参考になるというか、それ以上の危機だというわけですから、やっぱりそれ以上の対応を国はしなくてはいけないということでは、やっぱりそれなりに。ただ、これがいつ来るか分からないというか、なかなかいろいろな問題が起きているわけですから。だからそのときには、スピードを一刻も早くというときに、財調も活用しながら早く手だてを打ってほしいのだなということでもあります。

併せて、さっき家賃の申込みといいますか、問合せの件数がありました。以前に、本会議とかではなかったのですけれども、水道料金の支払いの延期のことでちょっとやり取りをした経過があって、当時まだ1か所だけだったです。でも多いときは80万も水道料かかる場所ですから、助かっているという話は聞きましたが、別なところに、宿泊業に行けば、そういうのあるのです

かというのもあった、実は。1週間、もう少しなるでしょうか、一関市、お隣の、制度が使われていないというの、1面に載りましたよね。新聞の。だからやっぱりこの周知の問題というのもあるのだと思うのですよ。だから、そういったいい制度をつくっても、支援の制度ができて、やっぱり知らなければ活用できないという点では、その辺の周知の努力も十分に行ってほしいということでもあります。

若干重複するところもあるかもしれませんが、次に観光政策。今の点についてはとにかくスピード感を持ってやってほしいということで、今努力されているところですから、どうこうということもないと思いますので、重ね重ねよろしくお願いをしたいということです。

さて観光政策、今の話とも関わるわけです。高橋拓生議員が議長になったので、観光政策もちゃんとやらないとなと思って心配をしまして、取り上げることにしました。

そこでなのですけれども、やはりこのコロナの影響で本当に観光客が減っているということで、1日からですか、駐車場を再開したと思います。この利用状況について伺いたいと思います。昨年との比較なのですが、どういうふうになっているか。1日から、今多分9日ぐらいの数字は出ているのですか。いずれそういった同時期のやつでもいいですし、お願いいたします。

議長（高橋拓生君）

八重樫観光商工課長。

観光商工課長（八重樫忠郎君）

町営駐車場につきましては、4月11日の土曜日から5月19日の火曜日まで閉めさせていただきました。これは国のほうでは、4月16日から全国の緊急事態宣言が発令されたわけですけれども、それを前倒し、前もってやっていたということでございます。こういう施策が功を奏して、岩手県では、痛みを伴うことではございますが、全県的な取組の中で現在があるものだろうというふうに考えております。

そのため、4月は既にコロナウイルス自体が蔓延し始めておりますし、5月もまあそのとおりだということでした。ただ、5月20日開けて、どれだけ来ているのだろうと見にいったときに、大体10台前後が止まっておったということで、ある意味地域の方々には不安視しておりましたが、私としてはいらっしゃってくれてありがたいなというふうに思ったところです。

その中でも、本格的に緊急事態宣言が解除されたのは、全て全国で解除されたというのは25日になるわけですが、それ以降としまして当町の駐車場を見ますと、6月1日から9日までという段階で今出しておりますが、昨年を見ますと、9日間で昨年は2,500台、中尊寺の駐車場で来ていると。今、9日間の集計を見ても792台ということで、30%ちょっとだと。毛越寺の駐車場は、同じ9日間で1,628台が400台ですから24%、両方合わせますと大体二十六、七%になっている、前年比ですね。そのぐらいの落ち込みにはなっていると。

この数字を健闘しているか見るべきなのか、少ないと見るべきなのかは様々あるかとは思いますが、町としましては、こうやって開けていくことで少しずつではございますが交流が始まってきていると。ですので、これもやはり一番には安全・安心だということが第一にあらうかと思っておりますので、そこをPRしていくことによって、いらっしゃっていただく方に安心して来ていた

だきたいと。町民もお迎えしたいというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

中尊寺でいえば、昨年4月からの台数でいえば1万9,378台、今年は1,694台というふうに言っていました。それから、私しゃべりますけれども、収入ですね、駐車料金、これは町なのですけれども、毛越寺が490万ほど、中尊寺が750万ほど、これ昨年です。合わせると1,200万ほどです。今年が両方合わせて90万ぐらいでしたね。1,100万ほど減という。これは町の駐車場の収入。このぐらい大きいということなのです。

これは観光と町内のいろんな業者に置き換えてみれば、これにどのぐらい数字をかけるかは分かりませんが、このぐらいのやっぱり影響が町内観光には及ぼしているということが、この駐車場の入込調査でも分かると思うわけです。やはりそういう点では、かなりやっぱり深刻なのだろうな、そしてどこまで続くのかなというのが分からないから、不安もまた広がるということになると思うのです。

それですね、こういった厳しい状況だという認識を基になのですけれども、それでは今後の、これは本当にさっき言っているからでないのですけれども、観光客の見通しというか、回復のどの辺というふうには考えていますか伺います。

議長（高橋拓生君）

八重樫観光商工課長。

観光商工課長（八重樫忠郎君）

観光客の今後の見通しにつきましては、先ほど一部申し上げましたが、コロナ収束後のことをおっしゃっている方々もたくさんいらっしゃいますけれども、なかなかその先は見通せないだろうというふうに思っております。

ただ、議員の質問の中にもございますが、岩手県は県土が都道府県の中で北海道を除けば最も大きいということで、四国4県より若干小さいだけだと。この県土を生かすときがもしかしたら今こそ来たのではないかということで、県の観光の方々には、ぜひとも県内の中で、行ったことないところはたくさんあるはずなので、県内の観光客を動かすような施策をお願いしたいということでは要望をしておるところです。ただ、その中でもその次はやはり東北でしょうし、さらには国内という形になっていこうかと思えます。

私としては、個人的な意見ではございますが、先ほど申し上げたとおり、もっと少なくなるのではないかと思ったのですけれども、意外とやはりコロナウイルス感染症での自宅ステイホームによって、大分圧力というものがあって、やはり外に解放されるべき力が出ているのかなと思っております。ですので、これからどれだけの観光客がいらっしゃるかという数字は予想はできませんけれども、ぜひともそういう方々に来ていただけるような体制を整えて、少しでも挽回していけるように施策を打っていききたいというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

星野リゾートの星野社長がNHKで、佳路さんですけれども、番組に出て、民放にも出ていましたけれども、やっぱり今、八重樫課長がおっしゃったように、やっぱり1年とか1年半とか、あるいはもうちょっとなるかもしれないときに、近場からだ。まさに同じ話をされていた。そうすると、私も新しい観光様式、新しい生活様式、コロナ禍のと言われたのにちょっとかけたわけですけれども、この当町としても観光のスタイルといいますか、ずっとではないのですよ、やっぱりちょっと政策的に変える必要があるのだろうなど。

それで、やはりいろいろ県の統計見ますと、岩手県は、昨日の教育長の話にもありました。今度修学旅行を県内という話もありましたね。県内で。それで、教育旅行というのが岩手県多いのですね。当然県内の中でも平泉に来るのが教育旅行、多いというふうに思います。だからこの間でも、例えば北海道に観光協会でもPRに行ったり、大阪も行って、そういうのがたしか決算か何かでも結果を見ると増えていたり、そういうことするわけですよ。ちゃんとPRすれば。やっぱりそうなる県内、近場でもそういったPRをよくしていくと。元の政策、考え方を、やっぱり近場から来てもらうのだということ、そうした上でPRしていくことも大事だと思う。

私、千厩の生まれですけれども、小学3年生で初めて中尊寺、平泉に来ました。聞いてみますと、今は大東なんかで来ていないと聞きました。同じ平泉人という言葉はないのでしょうかけれども、白河以北はそういうことありますし、東磐井、旧東磐井かな、という点ではだって、庭みたいなものから、800年前とか。そういう点ではそういう人たちが来ないという点では、非常に平泉文化というものも知られていないと、実は、近場で。そんなこともあるのかな、県内はもとよりという点では、いずれそういった取組を大いにすべきではないかな。

データを見ますと、やっぱりイベントとか観光の来る理由、自然とかいろいろ県のデータ出ているのですけれども、やっぱり断トツに県内エリア、平泉、これは歴史文化です。だからそういったいいところは伸ばすと、弱いところは強化するということで、ぜひそういった取組をしてほしいなということでもあります。

時間もありますので、いずれスピードが大事、そして今の現状を踏まえて、今までと違った知恵も出し合いながら努力をしていただきたいということで、最後の質問に移りたいと思います。

防火対策であります。今年火災が多くて5件という答弁もありましたが、一昨年、1件か、その前は2件ぐらいだったと思います。気象条件にもよるのでしょうかけれども、9日現在で今、一関消防管内が37件ということで、去年は年間で50件だそうですから7割。大体春先に火災が多いので、数字は6割ぐらいなようなのです、春先が全体の年間の火災の発生のうち春先、6月あたりまでが6割、ただ、今年7割というふうな状況で多いようであります。

それで、我が家の近所でも火災が発生したわけでもありますけれども、そういう点で、今日の質問しました消火栓とか、とりわけ防火水槽の看板、私も調べてきました。消火栓でいうと180か所、町内。それから、防火水槽は105か所というふうに資料もらいましたけれども、それで、やはり、ちょっと今、資料を。

(水利標識の写真提示)

これが実は防火水槽の看板です。これね、同じ写真ではないですよ。それからこれですね。だから私もびっくりをしました。分団の方にも言われて、以前から言っているのだということで、本当はこういうやつですよ。それでなのです。

というのは、私の近隣の火災のときに消防団員の方が屯所に消防車を取りに来まして、行く途中に、消防車が来たら、常備消防ですね、消火栓を教えてくださいということで、私も知っていましたから、分かった、分かったという話をやり取りした経過がありました。鎮火した後に私気づいたのですが、その場所の隣に地下タンクの水槽があったのです。実は私知らなかったのですよ。18区内の消火栓、防火水槽は全部知っていたつもりでした。そこだけが実は知らなかったということで、というのは看板が真っ白だった、表示板が、ということで、しかも地下タンクという状況なのです。

通常、ちょっとフェンス見えると思うのですが、フェンスがある、外のやつはフェンスで囲ってあって、仮に看板が白くてもああ、防火水槽だと分かるわけですよ。ところが地下タンクって何か所かあって、これはうちの近所なのですが、若干見えるのですけれども、この辺にタンクあるのですよね。でもこれは火災の後だったのでいろいろ草刈りもしているのですが、行ってみると草で全然分からないというところがあるのですよ。

やはりこれは、お金の問題も答弁ありました。役場がネットで買うかどうかは分かりませんが、ネットで見ると千九百幾ら、消費税込みで1,200円ぐらいで買えるのです。鉄製のやつは。アルミは高いのですけれども。だからそういう点では、一たび火災が発生したときに、以前も実は私の集落でありました。常備消防が消火栓の位置が分からなかった。たまたま後で駆けつけた分団の方が、いや、ここだということで、分かりにくい場所なのです。そういう点で、やっぱりこれは早急に整備が必要だと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

火災が今年度多いということですからけれども、消火栓については今、議員ご指摘のとおり、町内では約300の消火栓と、水槽を合わせるとそれくらいあります。それで、これまでも各分団のほうからそういった、消えかかっているとかそういった情報をいただきながら、随時その都度現地に行き対応しているところですが、今回も、今写真を見る限りでは、何か所かこういった表示がされていないところがあるというふうに認識しております。

いずれ分団と情報共有をしながら、そうした消火栓については表示するほうの対応をしてみたいというふうに思います。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

私、30か所ほど見ました。そこにはホースの格納箱もあるのですが、25か所水槽を見まして、

そのうち23か所が白いか見えない状況でした。ですから、かなりの数なのです。下手すると半分になるかもしれません。戸河内のほうにも行きました、1区にも行きました。ですから、それでこれは何で看板が必要なのかというのは、道路交通法上の問題でもあるのです。そこには止めてはいけないと。だからそういった法律的な問題もあるので、時間が来ましたので、スプレー缶か何か買って型紙でやれば、分団の人たちの協力もらえばそんなにお金はかからないというやり方もあるのではないかなというふうに思いますので、早急な対応を求めて質問を終わります。ありがとうございました。

議長（高橋拓生君）

これで三枚山光裕議員の質問を終わります。

2時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時13分

議長（高橋拓生君）

再開いたします。

先ほどの三枚山議員からの質疑に対しまして、菅原総務課長から発言の申出がありましたので、これを許可いたします。

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

先ほどの三枚山光裕議員の質問の中で、新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金7,236万5,000円、これにつきまして入金されているかということで、入金されているというふうに答弁したところですが、これにつきましてはまだ入金されていないということですので、おわびして訂正いたします。

議長（高橋拓生君）

通告8番、高橋伸二議員、登壇、質問願います。

8番、高橋伸二議員。

8番（高橋伸二君）

高橋伸二でございます。

時節柄、どうしても新型コロナウイルスに触れざるを得ませんので、若干触れさせていただきたいというふうに思います。

新型コロナウイルスの経済への影響は、自粛が広がっていく中であって本町においても日々深刻さを増していると、このように想定ができます。感染防止を最優先にしながら、事業と組織をいかに保ち、収束後につなげるか、このことに多くの事業者は先が見通せない中で、混乱と焦りを募らせているものではないか、このように推察をいたします。

私たち議会は、新型コロナウイルス感染症による住民生活と地域経済への影響と対策に係る調

査のため、新型コロナウイルス対策特別委員会を設置をし、調査分析をすることといたしました。規制と補償は一体という極めて当たり前のことが、本町における行政執行の中で具現されることを強く望みながら、本題に入りたいというふうに思います。

本町では、平成5年に資源の有効活用とごみの減量化のために、町内から発生する有価物を集団で回収をした団体に助成金を交付をする集団回収事業助成金交付要綱を定め、法律に基づき、これまで8期にわたって分別収集計画を策定し、今年4月からは第9期の取組がスタートいたしました。この助成金交付要綱制定から26年という長い歳月が経過をし、今、プラスチックごみを巡り、世界的な環境問題が惹起をする中、昨年6月のG20、先進国首脳会議の中においてもこの問題が議論されたことは記憶に新しいものがあります。

質問の第1は、町の第9期分別収集計画に基づく方針の取組促進と集団回収事業助成金交付金要綱の課題について伺うものであります。

同じく、第9期計画に定める学校における教育と住民に対する啓発活動について伺います。

次に、本年3月31日、新たな食料・農業・農村基本計画が閣議決定をされたことはご承知のとおりであります。今回の基本計画の見直しは、地域をいかに維持し、次の世代に継承するか、今後10年間の指針とすると、こういうものであります。

3年前に改正農業委員会法が施行されましたが、農地等利用最適化推進施策の改善のための意見の提出が義務化をされました。施行から4年が経過をしましたが、本町においては人・農地プランの実質化に取り組んでいるさなかの本年7月に、農業委員と最適化推進委員が改選されることとなります。

質問の第2は、新たなこの基本計画を踏まえた農業委員、農地利用最適化推進委員の業務引継ぎなどの対応について伺うものであります。併せて、人・農地プラン策定の進捗状況と実質化に向けた取組について伺います。

次に、平成28年12月に官民データ活用推進基本法が施行され、法律は市町村に対して官民データ活用推進計画の策定を努力義務として定めました。この法律は、少子高齢化など様々な課題に対応するため、国や自治体、独立行政法人、民間事業者などが管理するデータをオープンデータとして法律で位置づけ、このデータに基づき行政が医療や介護、教育などの効率化を図ろうとするもので、インターネットなどを通じて容易に利用できる措置を講ずるようにしたものであります。

この官民データ活用推進基本法は、ITを積極的に活用することによる行政サービスの取組を地方自治体に対しても求めているものであります。

そこで、質問の第3は、町民参加型の行政サービスの導入を可能とする官民データ活用推進計画の策定について伺うものであります。

以上です。

議 長（高橋拓生君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

高橋伸二議員からのご質問にお答えをいたします。

最初の第9期分別収集計画についてのご質問にお答えをいたします。

分別計画を促進する取組及び有価物集団回収事業助成金交付要綱の課題について何うのご質問にお答えをいたします。

町では、容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策として、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進などに関する法律に基づき、令和2年から令和6年までの5年間の計画期間とする第9期分別収集計画を策定しております。

分別計画の促進につきましては、ごみの減量化、リサイクルの推進、環境教育、啓発活動の充実、過剰包装の抑制、再生資源利用製品の購入、買物袋持参の推進についての事項について、町民、事業者、再生事業者等、それぞれの立場から役割を分担し、相互に協力、連携を図りながら廃棄物の分別を推進する取組を実施してまいります。

有価物集団回収事業助成金交付要綱の課題についてであります。町では地域の団体が行う有価物集団回収のさらなる普及活動を促進するとともに、回収を行う団体に対し助成を行い、資源化の推進に努めておるところであります。

令和元年度の実績は4団体、延べ14回の実施回数となっており、団体数及び実施回数や回収量が年々減少傾向にあります。

資源の有効利用やごみの減量に資することを目的としていることから、有価物の回収を高める取組が課題となっております。

次に、計画に定める環境教育と啓発活動について何うのご質問にお答えをいたします。

計画に定める啓発活動につきましては、町の広報紙やホームページなどにおきまして、廃棄物処理の状況に関する情報を提供しながら、廃棄物の適切な出し方等に関する啓発活動に取り組んでまいります。

なお、学校における環境教育につきましては、後ほど教育長が答弁をいたします。

また、新たな食料・農業・農村基本計画の閣議決定を踏まえ対応についてのご質問の、(1)につきましては農業委員会の会長が答弁をいたします。私からは、人・農地プラン策定の進捗状況と実質化に向けた取組について何うのご質問にお答えをいたします。

人・農地プランは、農業者が話し合いに基づき、地域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者、中心経営体や、当該地域における農業の将来の在り方などを記載し作成するものであります。

農地中間管理事業の推進に関する法律、平成25年法律第101号が一部改正され、今後の地域の特性に応じて、関係者が一体となって推進する体制をつくり、人・農地プランを核に、農地の利用集積、集約化を一体的に推進していくこととなりました。

「人・農地プランを具体的に進めるため、既に実質化されていると判断する人・農地プランの区域及びこれから実質化に取り組む区域における工程表を、令和元年9月末に公表したところがあります。実質化に向けた取組として、令和元年9月から10月に、「地域の人・農地の現況、将来について」のアンケートによる意向調査、令和2年2月、地図等を活用した地域での話し合いを

行ってきたところでもあります。

新型コロナウイルスの影響により、工程表に遅れが生じておりますが、今後、地域の農地の担い手や農地の集積、集約化に関する将来方針を決めるために話し合いを行い、令和3年4月からプランを実践していく予定であります。

実質化に向けた取組を軌道に乗せるためには、町を中心に、農業委員会や地域の関係者等がしっかりと連携していくことが必要であり、その中で、農業委員と農地利用最適化推進委員には中心となって活躍することを期待しているところであります。

次の、官民データ活用推進法を生かした行政サービスについてのご質問の、町民参加型の行政サービスの導入を可能とする官民データ活用推進計画策定について何うのご質問にお答えをいたします。

官民データ活用推進基本法につきましては、平成28年12月に公布、施行され、国及び地方公共団体に対しては、官民データ活用の推進に関する計画の策定が求められており、このうち市町村における計画策定は努力義務とされたところであります。これを受けて、岩手県においては、令和元年度から4年間を計画期間とする岩手県ICT利活用推進計画が策定され、計画では、県民、NPO、事業者、国、市町村、大学などが一体となってICTの利活用を県全体で推進することがうたわれており、市町村に期待される役割として、住民ニーズを踏まえたICT利活用による地域課題の解決、ICTを活用した住民サービス向上、国や通信事業者への働きかけ、ICTの利活用に関する住民への普及啓発、小中学校等のICT環境の整備が明記されているところであります。

本町においては、昨年度に開始した一関・平泉ごみ分別アプリ配信の取組が、県の計画が推進するための事業として位置づけられております。現状においては県の計画を推進する位置づけで、本町においてはICTの利活用を推進しているところでありますが、住民サービスを向上するツールとしてのICTの利活用は今後ますます拡大し、重要視されていくものと認識しておりますので、町として今後どのような利活用が考えられるのか、それは本町で実際に利活用が可能か、必要な実施体制や仕組みはどうかなどを整理し、先進事例なども参考にしながら研究を進めてまいりたいと考えております。

私からは以上であります。

議長（高橋拓生君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

学校における環境教育についてご説明いたします。

平成20年、21年の学習指導要領等の改訂により、幼稚園、小中学校における環境に関する学習内容については、一層の充実が図られるようになりました。

例えば、道徳教育の目標の一つとして、環境の保全に貢献する日本人を育成するための道徳性の養成が明記されております。各教科においては、社会科、理科、技術家庭科などを中心に、ほかにも道徳の時間、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動、それぞれの特質等に応じた環

境に関する学習が展開されていますし、それぞれのまとめ学習として、持続可能な社会の形成に関わる内容が盛り込まれております。

なお、消費者の立場から生産、流通、消費、廃棄というプロセスをどのように考えるか、廃棄物の発生抑制、リデュース、再使用、リユース、再生利用、リサイクルを進めて、環境に対する負荷の少ない循環型社会の形成を目指すことなどについては、当町においては小学校の3、4年生の社会科において、「わたしたちの平泉」という副読本を用いて学んでおるところでございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

千葉農業委員会会長。

農業委員会会長（千葉賢一君）

2番の新たな食料・農業・農村基本計画の閣議決定を踏まえた対応についてのご質問の、農業委員・農地利用最適化推進委員の業務引継ぎ等の対応について何うのご質問にお答えします。

本年度は農業委員会の旧統一改選の時期に当たり、農業委員や農地利用最適化推進委員の入替えもあり、新体制の2期目を迎えます。

農地利用最適化推進委員については、1期3年間の活動を通じて得られた情報は貴重なものであり、それを残して次に生かすためには引継ぎは非常に重要だと認識しており、円滑に引継ぎが行われるよう、引継ぎ書の作成を検討中であります。その引継ぎにより、新たに委嘱された推進委員は、全くゼロからのスタートではなく、地域の情報、前任者の知識、経験、そして思いも引き継ぎ、委員活動に取り組んでいただけるものと考えております。

また、人・農地プランの実質化の取組も正念場を迎えますが、改選によって実質化が足踏みしないよう努めてまいります。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

高橋伸二議員。

8番（高橋伸二君）

それぞれ町長、教育長、農業委員会会長から答弁をいただいたわけですが、私は答弁を聞いていて、事前の質問通告に対する町が抱えている課題というのを率直に述べられた答弁などと、このように受け止めました。そういう意味からすれば、今日の私との議論はかみ合うのだろうと、こういう強い期待を持って再質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず、第9期分別収集計画と集団回収事業助成事業についてお伺いをしたいというふうに思いますが、町がこの4月からスタートさせました第9期の分別計画を読み解いていきますと、次のように書いてあるのです。この計画は、一般廃棄物を分別収集し、3R、いわゆるリデュース、リユース、リサイクル、この3つの取組を通じてごみの減量化を推進をし、循環型社会の形成を図っていくための方針だと、このように述べています。そして、私ども平泉町にとってもう一つ大きな意味を持っている記述がその後に続いているわけです。それはこのように述べています。

一関広域行政組合の最終処分場の残余容量が約3年分しかない厳しい状況の中で、分別収集による最終処分量の削減を町民、事業者、行政が一体となり取り組む方針である、このように述べているわけでありませう。

そこでお伺いをしますが、この第9期の分別計画策定に当たって、冒頭申し上げましたように、制定から26年経過をしたこの集団回収事業助成金交付要綱、これについては一切見直し、改定がされていないように見受けられるのですが、庁舎内においての議論はなされなかったのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

有価物集団回収事業助成金交付要綱につきましては、先ほど議員が述べられたとおり、平成5年4月1日に施行されております。助成内容の見直しにつきましては、この間20数年ありましたが、何回かは検討はしておるようでございますが、改正までには至っておらないということでございます。

議長（高橋拓生君）

高橋伸二議員。

8番（高橋伸二君）

後ほどこの部分については指摘をしたいというふうに思いますが、この分別計画は法律に基づいて5つの取り組むべき課題というものを明記をしています。その中で、リサイクルの推進に向けた集団回収事業が安定的に行われるよう、地域における活動の支援を推進すると、このように述べていますね。

そこで、では一体この地域における活動の支援をどのように行っているのか、あるいはどのような回収実態があるのかということで、資料提供をいただいたわけでございますが、この回収事業、リサイクルに毎年継続して取り組んでいるのは長島小学校のPTA、瀬原の子供会、それから連続して過去3年取り組んでいるのが19区の自治会、そういったところが中心的に取り組まれているわけでありませう。

長島小学校PTAのこの取り組んでいる事業については、過去の一般質問でも取り上げさせていただきまして、その収益を子供たちの楽器の購入資金に充てていると、このような大変心温まる取組として紹介をしまして、教育長からも同じような見解が述べられた記憶があるわけでございます。やっぱりこうしたごみの減量化や資源化の推進、その小さな取組で子供たちが楽器購入の足しにしていると、こういう活動は町としてももっと積極的に支援をしていくということが必要ではないのか。

そこで、提供いただいた資料を分析をしてみましたら、過去4年間のそれぞれの団体が回収したりリサイクル資源として活用している部分で、一番多いのが古紙、いわゆる古い紙と言われる新聞紙や紙や段ボール、これの回収が全体の68%から70%を平均的に占めているわけですね。ところが、助成金単価は1キログラム当たり1円という極めて、26年前の発想ならよかったですし

ようけれども、こういう現状が、冒頭確認をしましたように、検証はしておるのだけれども改定はされていないというところに一つの課題として見えてくるというふうに思います。こういう実態が改善されないから、年を追うごとにこの回収事業やリサイクル活動に従事をする団体や子供会、そういったものが手を引くといいますか、やめると、こういうことにつながっているのではないかと、私はこのように見て取りました。

そこでお伺いをするわけですが、このままではリサイクル資源の回収やリサイクルに取り組む意識や意欲、こういったものが減退することがあっても高揚することはないというふうに言ってもいいと思います。啓発活動については後ほどどのように取り組むかお伺いをしますが、まずですね、この助成金単価を見直すという考え方はございませんか。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

助成金額につきましては、金属類、牛乳パック、古紙類、瓶類、全ての種類において、団体や回収量を増やす取組として、助成金額の増額につきましては、今述べました全ての種類について増額するというところで検討してまいりたいと思います。

議長（高橋拓生君）

高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

後ほど今の答弁に絡めてお聞きをしますが、まずその前に、今日では地球規模でレジ袋やペットボトルの環境汚染問題がG20でも議論されたようになっている、そして今年の7月からはレジ袋の有料化が始まる。そのことを受けて、町民福祉課が発行している「ecoひらいずみ」第8号や町民福祉課のホームページではいろいろ書いてあるわけなのですが、それはここでは紹介する必要もないでしょうけれども、そこで、今の回収事業要綱には、社会問題となっているこうしたペットボトル、こういったものが回収対象事業品種には入っていないですね。

今、国民1人当たり1年間に180本のペットボトルを使っているというのが、1998年の業界団体の公表している数字として出ています。したがって、このペットボトルも要綱の見直しの中では新たに回収対象物として取り入れるべきではないかと思うのですが、いかがですか。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

ペットボトルの回収につきましては、需要が高くなっていると認識しておりますので、助成種類に加えることで検討しております。

なお、参考でございますが、一関市でも本年の4月から回収品目に加えているということでございます。

議長（高橋拓生君）

高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

先ほど回収単価を見直しをすると、このように言われました。ペットボトルも入ることなのですが、ところで皆さんですね、内容量500ミリリットルのペットボトルの1本当たりの重さというのはどれぐらいあるか、量ってみたことございますか。あるいは同じ500ミリリットルのアルミ缶の1本当たりの重量って量ってみたことありますか。

多分どなたもないまま、おいしく喉をスルーしているのだというふうに思うのですが、ペットボトルは1本の重さが25グラム、それからアルミ缶が20グラムです。ただし、ペットボトルは容器の厚いのと薄いのがありますが、厚いもので25グラムなのです。そうしますと、現在の助成要綱から見ていきますと、金属類の助成単価が1キロ4円なのですから、50本集めて幾らになるか。4円ですよ、50本集めて。

言い換えれば、先ほど言った資源の回収やリサイクルや有効利用、そういうものの事業に、もっと町民がいろんなところでいろんな角度から取り組むためにも、この助成金単価を思い切って一律100円にしたらどうですか。少なくとも、この提供された資料の4年間の数値を分析してみると、とてもとても、コロナの対策資金の何百分の1か分かりません。それぐらいの額なのです。ぜひですね、一関市と大体似たような金額にしたいという、ちらっと耳にしたような気もしますが、やっぱりもう少し積極的な取組をしていただくことを検討していただきたいと思いますが、検討もできませんか。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

今考えているのは、やはり一関、近隣の市町村との兼ね合いもありますので、そちらの金額と大体同等の金額とすることで検討したいと思っております。

議長（高橋拓生君）

高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

それでは次に、学校における教育と住民に対する啓発の取組についてお伺いをします。

教育長答弁は、副読本を用いるなどして実践をされているということをお述べていただきました。私はもう一つ別の角度からちょっとお聞きをしてみたいというふうに思うのですが、10日ほど前の新聞に、熊が道端に捨てられているレジ袋をくわえて歩いている写真が掲載をされておりました。多分ご覧になった方はこの中におられるというふうに思うのですが。そこでお伺いをしたいのですが、学校の教育課程の中に、多分10時間程度だったというふうに思うのですが、環境問題に対する環境教育があるというふうに認識をされているのですが、やっぱり今、ご紹介したように、日本国内においても環境問題というのが、熊がレジ袋をくわえて町の中を歩いているなんていうのはですね、今まで想像だにできなかったことなのですが、こういう環境汚染問題についても、子供たちがやっぱり自分自身の問題、課題なのだということを受け入れてくれるような、そういう教育にも力を入れていただきたいと思いますが、いかがですか。

議長（高橋拓生君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

平成10年の学習指導要領から10年たって、平成20年に新たな指導要領、今使われている要領ですが、その中で環境教育について記述が少しずつ変わってきております。例えば小学校の社会科では、廃棄物の処理と自分たちの生活や産業との関わりを学ぶ。家庭科では、自分の生活と身近な環境との関わりに気づき、物の使い方などを工夫するとか、小学校ですけれども、そういったような形で少しずつ変わってきているところであります。

先ほどご紹介いたしました「わたしたちの平泉」という小学校3、4年生が使う副読本の中に、健康な暮らしとまちづくりという欄がありまして、ごみはどこへというタイトルで、ごみ調べをする、そして分別、そしてリサイクルしていく、清掃センターの働きとか、そういったようなことで書かれていて、それを使って学ぶような形になっています。現在はその本は使われていません。この本をCD化して、各学級で大型テレビを使いながら、それに映しながらみんなで学ぶというスタイルにしているところであります。

そういったような形で、学校教育の中では、課題に気づき、それから、そこから何が考えられるかというふうなことをみんなで考え、そして実践に移すという、そういうような流れというふうなことになっているわけでありまして。

議員がお話あった、いわゆる例えば生態系に関わるような問題というふうなこともあるわけですが、一つ例としてご紹介いたしますけれども、去年の長島小学校の学習発表会で4年生、5年生、6年生が演劇を演じました。その中の5年生の演劇は、ゴミーゴという、約25分か30分くらいの演劇だったのです。台本は担当した担任が書いて演じさせました。

それでは、ざっと言いますけれども、亀が苦しんでいた。実は中にごみを、ビニールをいっぱいくわえていたというふうなことが話のきっかけであります。そして、キャンプ場ですから多分長島のキャンプ場をイメージしているのだと思いますが、そこを使った若者たちがぼいぼい捨てているというふうな状況も目にするというようなことで、神様に怒られる。裁判にかけられて、子供たちが、いやいや、自分たちは一生懸命やっているのだというふうなお話をしながら、例えば太田川の水生生物の、自分たちで太田川に入って、単にいろんな生物がいるだけではなくて、やっぱりごみもいっぱいあるなというふうなことも分かったというふうなことで、裁判長からは厳しい指摘を受けるわけですが、弁護人もいて、最終的には、では執行猶予10年にするというふうなことで、子供たちはほっとするという、そういったような中身でありました。

このように、子供たちが生物、動物とかそういったものとの関わりというふうなことで、人間が行っているごみの問題というふうなことについて気づき、そして何とかしなければならないというふうなことで、発表してくれたわけでありまして。東北のユネスコスクール、東北コンソーシアムに本町は加盟しておりますけれども、仙台でこの演劇も、それから4年生、6年生の演劇もですけれども、紹介をして、DVDに編集をさせていただいております。そういったような形で、子供たちは子供たちなりに、いわゆる将来の平泉をどのように環境を守るかというふうな、そう

いうふうな勉強も続けているというふうなことをご紹介させていただきたいと思います。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

ゴミーゴの話は私もちらっと耳にしております、非常に素晴らしい取組だなというふうに思いますし、また、長島小学校の子供たちは、長島地域の歴史を振り返った冊子を作っているということなども頼もしいなというふうに思っていましたので、ぜひこの環境問題についても力を入れていただきたいとこのように思います。

次に、啓発活動についてお伺いをします。

第9期の計画には、町として住民やあるいは事業者、事業主というのですか、そういった方々に対する啓発活動をどのように進めるのかということについては、この方策の中には一切触れられていないのです。決めた5つの方策に基づいて具体的に実践をしていかないと、法律で決めなければならないから決めたということだけで終わってしまったら、仏を作って魂入れずという言葉と全く同じになってしまいます。どのようにこれからこの第9期計画の実践に向けて取り組まれていくのか、お伺いします。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

啓発活動の具体的な方策ということでございますが、この9期の分別収集計画の中に、学校教育啓発活動の充実という項目がありまして、その中で学校や地域社会の場を活用した環境教育、イベント開催時における環境コーナーの出展など、あらゆる機会を活用し、町民、事業者に対して廃棄物処理の状況に関する情報を提供し、認識を深めてもらう、さらに、環境負荷低減の効果、廃棄物の適切な出し方等に関する教育啓発活動に積極的に取り組むとうたっておりますので、その内容に基づきまして啓発活動をしていきたいと思っておりますし、さらに、ごみの減量化、リサイクルの推進、過剰包装の抑制、再生資源利用製品の購入、買物袋持参の推進についての事項について、町民の方が分かりやすい内容に作成した上で、町のホームページ、あとは広報の掲載になるか、チラシの全戸配布を行ってまいりたいと思っております。

議長（高橋拓生君）

高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

それがですね、基本計画の（4）項にたしか書いてあった内容なのです。

私が伺いたいのは、その取組もうとしていることに、では具体的に、個々個別にどういう取組をするのかということが必要であろうと。だからこそですね、触れないと言いましたけれども、町民福祉課が発行している「e c oひらいずみ」8号では、今から何か一つでも始めましょうと、もう相手に投げているわけですよ、町民に。あるいは町民福祉課のホームページでは、ライフス

タイルを見直して、プラスチックを賢く使う工夫をしましょう、こう言っているわけです。ではどういうふうに工夫するのだ、賢く使うのだということ、やっぱりそういったものにも、かゆいところに手が届くような対応というのをぜひ進めていただきたい。このように思います。

次に移ります。

新たな農村基本計画に関わってでございますが、この基本計画は、農業委員会に対しても組織として重要な役割を果たせと、このように求めているわけです。今年の7月の本町における委員の改選では、農業委員2名と最適化推進委員10名が多分新たに選任をされるのだろうと、そのような予定になっているのだろうというふうに思います。

私は、農業委員や推進委員が入れ替わっても、農地利用の最適化活動が途切れたり滞ってはいけない、ここのところを一番心配しているわけであります。それで、先ほどの農業委員会会長の答弁を、そのことにしっかりと対応すると、このような見解を述べていただきましたし、農地の人・農地プランの作成に向けても、その考えを基本にしながら取り組んでいくのだというふうに聞き取ったわけでございます。

先ほどの答弁の中では、いわゆる農業委員や最適化推進委員の交代に伴って引継ぎ書の作成を検討中だと、このように述べておるわけでございます。引継ぎマニュアルを作成をしていくのだろうというふうに思うのですが、私は、もう課長の皆さんご存じだと思うのですが、全国農業委員会職員協議会という組織が、この7月の農業委員の改選期に向けて、全国的にこういうマニュアルで引継ぎをしたらどうでしょうかという手引書を指し示していますよね。そういったものをしっかりと活用して、やっぱり危惧される、引継ぎがしっかりといかない、あるいは農業委員や最適化推進委員という方々は、農家の皆さんとの、関係する農家の皆さんとの信頼関係、人間関係というのが一番問われるわけですから、前任者が作り上げてきたその信頼関係、人間関係というものを含めてしっかりと引き継げるような体制、そして新しい最適化推進委員の皆さん方が自信を持って取り組めるという環境をつくるためにも、こうした全国農業委員会職員協議会が作っているようなマニュアルを活用するというのも考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

岩淵農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（岩淵省一君）

今お話をいただいたとおり、今私が現実に持っているわけでありますが、本当によくできたマニュアルだと思っているところでもあります。いろんな項目もあり、話合い、また地域の農業者に関する情報、地域の農地に関する情報、本当に引き継いでいかなければならないものがここに記載されていると思っております。ですので、これを参考にしながら引継ぎ書の作成に努めてまいりたいと思っております。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

関連させていただいて、答弁させていただきますけれども、いずれ全国のそうしたマニュアルは、当然、今、課長が答弁したように、参考にはさせていただきたいというふうに思います。しかし、いろいろ地域の農業事情はですね、中山間が多く抱えるところであったり、それぞれの地域、平泉町は平泉町、また隣の町は隣の町、各自治体によって置かれている状況、地域の状況も環境も当然変わっているわけですから、そういったものを参考にさせていただきながら、その地域の実情に合ったそういうプランをつくるということが最も今後、農業委員、そして最適化推進委員の方々の、今まで培われたものをさらに今後も有効的に活用させていただきながら、会長を先頭に、その方向性をまた町にも提案をさせていただきたいというふうに考えておりますので、そういった部分では、参考にはさせていただきますけれども、そういった事情も鑑みながら進めてまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

議長（高橋拓生君）

高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

町長の言われたことは、町やその地域の実情にしっかりと見合う対策を合わせてつくっていくということですから、それは大いに歓迎をしたいというふうに思いますし、逆に4年前の改正農業委員化法では、いわゆる農地等利用最適化施策推進改善のための意見の提出というのが義務づけられて、それを提出された関係機関や地方自治体はその出された提言の実践をするという義務が課せられているわけですね。そういう意味からいっても、今、町長が言われたことを含めて、やっぱりしっかりと行政としても取り組んでいただきたい。

この間、農林振興課あるいは農業委員会の皆さんが、地域懇談会を開催をしたり、あるいは各地区で意見交換会の開催をしてきていることは重々承知はしていますから、そういった一つ一つの積み上げというのを決して無駄にしてほしくないというのが大きな思いです。例えば、平成25年から戸河内地区でスタートした、そうした人・農地プランの作成のための議論の積み上げが、第4期まで、4回まで新しいものに積み上げてきているわけですよ、そうしたものをしっかりと、やっぱり新しい農業委員や農地最適化推進委員の皆さんに引き継いでいただいて、後戻りすることのないような取組にさせていただきたいというのが、今回の質問の強い趣旨であります。

大分前ですが、北上市農業委員会の取組がマスコミ報道されて注目を集めたこともありました。ぜひ本町における、これまで農業委員会、そして農林振興課の皆さん、推進委員の皆さんが取り組んできた取組を、しっかりと強化して継続をしていただきたい、このように思いますが、いかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

議員おっしゃるとおり、かように思いますので、いずれさらにそれを充実した平泉の新たなプランの作成に向けていきたいというふうに思っております。

議長（高橋拓生君）

高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

今ですね、国内外で見えないウイルスとの戦いが国民生活に様々な影響を及ぼしています。国民の生活全体が制約をされる中でも、食料である主食である農業生産を止めるということとはできないわけであります。農業生産はやめられない。であるがゆえに、国民に安定的に供給できる体制、そのための農業経営が継続できるシステム、いわゆる人・農地プランなどについて、やっぱり非常事態であればあるこそ、そうした体制というのをつくっていくということが求められているということを申し上げて、次に移ります。

3本目の質問の官民データ活用推進計画の策定の関係でございます。

平成28年に法律が施行されてから、政府は既に3回、そのガイドラインの内容を見直しをしています。そして昨年10月に3度目となる最新版がつくられました。

先ほどの町長の答弁では、官民データ活用推進計画の重要性、あるいは必要性、そうしたことに対する認識は私どもと一致をしているのだろう、そういう答弁だったというふうに聞き取りました。

そこで、本町の過去の事例から1つお話をさせていただきますが、本町では昨年4月と本年1月と2月、立て続けに損害賠償責任を負うという自家用車の損傷事故が発生をいたしました。よって起きたるその事故の原因、その事前把握と早期の原因の除去や解消につなげるためにも、新たなやっぱり手だてというのが必要になってきているというふうに私は思います。したがって、そのための運用に向けた研究を早期に進めていただきたいというのが私の強い思いであります。

そこで、実は昨年、私ども視察に行く予定にしておったのですが、相手側との日程が合わずに視察できなかつたのが、このデータ活用システムを全国に先駆けて横浜市と、それから福井県鯖江市が取り組んでいるわけなのですが、鯖江市に行こうとしたのですが行けませんでした。鯖江市の取組は、もうご存じだと思いますが、全国から注目を集めていまして、視察が引きも切らないと、このような状況のようでございます。

この鯖江市のデータ活用の推進は、双方向でのデータ活用ができると、行政が一方向的にデータを提供するのではなくて、住民からもデータを送ることができると、こういう中身で、例えばその中では、先ほど本町で3件立て続けに発生したという事故などに鑑んで、鯖江市では、道路の陥没や補修などが必要な箇所を市民が見つけたときには、スマートフォンでその場所を撮影をして役場のシステムに転送する、送ってやる。そうすると役場はそのデータをオープンデータとして公表をして、すぐに建設課なのかどうか分かりませんが、現地に出向いて早急な修理の必要があるのかないのか、あるいは補修の順序をどうするかとか、優先順位をどうするか、そういったことまでもしっかりと対応する、そうした行政が双方向の市民参加の行政サービスとして成功している事例があります。

本町において一概にそこまで到達しろというのは極めて困難性がありますし、財政的な課題も当然出てまいります。したがって、先ほどの町長答弁を聞けば、申し上げましたように、今後運用に向けた研究を続けてそうした住民サービスに資することにしたいと、こういう趣旨の答弁で

ございますから、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいということを改めて求めまして、私の質問を終わります。

議 長（高橋拓生君）

これで高橋伸二議員の質問を終わります。

以上で通告された一般質問を終わります。

議 長（高橋拓生君）

これで本日の日程は全て終了いたしました。

なお、次の本会議は17日午前10時から行います。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時11分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 高 橋 拓 生

署名議員 阿 部 圭 二

同 三 枚 山 光 裕